

第四部

社會思想家の運動

概 説……………五九五

第一編 社會主義的運動……………五九五

第一章 社會主義的團體の設立及解散……………五九五

第一 社會主義的團體の設立……………五九五

第二 社會主義的團體の解散……………五九七

第二章 社會主義的團體及個人の運動……………五九七

第一 社會主義的團體の會合……………五九七

第二 講演會と演說會……………五九八

第三 機關紙及び其他の出版物……………五九八

第四 不穩宣傳ビラ・不穩文書……………六〇〇

第五 社會主義的運動雜……………六〇二

第三章 特殊事件……………六〇三

第四章 學生運動……………六〇三

第五章 婦人運動……………六〇三

第一 既成團體の運動……………六〇三

第二 新團體の成立……………六〇四

第三 演說會・講演會……………六〇五

第六章 水平運動……………六〇五

第一 水平社……………六〇五

第二 新團體の成立……………六〇九

第七章 朝鮮に於ける運動……………六〇九

第八章 臺灣に於ける運動……………六一二

第九章 社會主義的運動の取締及對策……………六一三

第十章 社會主義的運動に關する裁判事件……………六一四

第一 筆禍事件……………六一四

第二 不穩文書事件……………六一四

第二編 反社會主義的運動(國粹運動)……………六一六

第一章 既成團體の運動……………六一六

第一 國粹會……………六一六

第二 大和民勞會……………六一九

第三 赤化防止團……………六一九

第四 大化會……………二〇〇

第五 國風會……………二〇〇

第六 皇道會……………二〇〇

第二章 新團體の成立……………二〇〇

第三編 協調主義的運動……………二〇三

第一 協調會……………二〇三

第二 社會政策學院……………二〇三

第三 北海道協和會……………二〇三

概説

社會思想家の運動として本年に於て最も目醒しかつたものは、反動思想家のそれであつた。

蓋し社會主義的運動は年々共に漸く陰性に赴いて、それが表面的に現はれ來らざるが爲めであらう。と云へばとて我々は社會主義的運動が凋落したものであるとて直ちに考へ度くない。それが裏面的に進み、それが華々しく無く成つた所に却つてそれが我國民の生活の間に占むる位置を考へさせられずには居られない。

この時に方つて協調主義者の運動は外的にも内的にも大したものになかつたことだけは言ひ得ると思ふ。

第一編 社會主義的運動

社會主義的傾向を有する團體及び個人の運動は、一方官憲の嚴重なる警戒によつて其の擴大を阻止せられてゐると共に他方勞働者團體の主義者との提携拒否てふ氣運によつて其方面に於ける進展の範圍が狭めらるゝに至つた。前々年に於ける社會主義同盟の組織頓挫によつて、日本に於ける社會主義的傾向に立つ人々の大同團結は其の機會を奪はれて、其後の同傾向の人々の間には小黨分立の傾向を生じた。大正十二年は其の傾向を最もよく現はれた年として注意すべき事であら

う。然しながら其の小黨分立の傾向から大同團結への轉換は全然忘れられた者ではなくして、其の必要は是等の人々の間に問題として策されてはゐるが、本年に於ては遂に其の實現を見るべき可能性が具備してゐなかつたのである。殊に已に述べたる勞働者及び勞働團體が、此等の人々に好感を懷かず寧ろ此等の人々又は團體を敬遠する態度を採るに至つたことは、此傾向の運動として一層其の社會的勢力を失墜せしむるに大きな原因となつたことは否む譯に行かない。唯だ山本内閣によつて急轉直下に示唆された普選即行の氣運は此派の人々にそれが策應として社會運動の政治化を一時考へさせる機契となつたけれども、普選即行の可能性が疑はるゝに及んで、夫等に關する考察及び企畫もやがて其姿を潛めた有様であつた。

要するに大正十二年に於ける社會主義的運動は、よし局部的發現は之に接し得たれ、遂に其の澎湃たる顯現には到達するを得なかつたと云ふべきである。

第一章 社會主義的團體の設立 及解散

第一 社會主義的團體の設立

本年中、斯種團體の設立され、又は其の設立計畫の發表さ

れたもの極めて少く、而してその少數のものも、寧ろ中央部を去つて、地方に移つた觀がある。しかし夫等の中二三を除いては種々の事情によつて其存立繼續が覺束ない状態に置かれてゐた。唯だ特に注意すべきことは、官製の青年團に對抗し、それを撃滅し、無産青年それ自身の團體を組織せんとする運動が生じ、しかもそれが寧ろ勞働團體の間から來たことである、これは續いて來るべき將來に於ける運動の傾向として見遁すべからざる現象である。

今、本年中に於ける主なるものを數ふれば左の如きものである。尤も設立及び其計畫が傳へられながら、しかも一種の風説の如き形を取つて、適確なる報道に接し得なかつたものは此處に省略したのである。

農村運動同盟社高田支部の設立計畫——二月、新潟縣高田市、小作爭議法律相談所

ABC俱樂部の設立——二月、大阪市、社會改造運動——間もなく解散し、先驅社同盟となる。

京都賣文社の設立——三月、京都市柳馬場丸太町、賣文業

法曹有人會の設立——五月、大阪の少壯辯護士、社會運動の促進
防援會の組織——六月、東京、勞働運動小作運動及社會運動の犠

牲者並に其家族の防衛救援

全山陰無産青年同盟の設立——八月、鳥取縣米子町、青年團及び

反動團體の撃破

諏訪文化同盟會の設立——八月、長野縣諏訪、地方文化の發展と

政治的自覺の促進

神戸無産青年團の設立——九月、神戸市、日本勞働總同盟神戸聯合會所屬青年會員、官製青年團の撃破

日本文化青年同盟の設立——十月、京都市、日本勞働總同盟京都聯合會所屬青年會員、官製青年團の撃破と無産青年の教育

右の中、主なるものに就いて其大要を左に記述しやう。

『A・B・C俱樂部の設立』——大阪に在る社會主義者の團體として田井象、清水美夫、山内みな氏等十九名の發起の下に、二月創立、毎月二回の定期集會を催す、假事務所大阪市北區天滿橋筋一ノ八九『法曹有人會の設立』——社會運動研究を中心として、無産階級運動の批評と其促進とを綱領として、東京の自由法曹團に相對應して大阪の少壯辯護士二十四名によつて同會が組織された。發起人總代松村敏夫、緒方弘氏、世話役吉田賢一、吉野周藏氏、五月十六日夜大江ビルデングで開かれた第一回の相談會に附議された同會の綱領は左の通りである。

一、吾等は新らしい立場より社會問題について正しき理解を持ち、その正しき立場に據り社會運動の促進に協力す

一、社會運動研究及實行に興味を持つ在野法曹の集團とす

一、相互各自の主張並に行動は絶対に自由とす

『防援會の設立』——階級戦線に傷ついた犠牲者と夫等の家族を防衛救援慰安する目的で、布施辰治、島中雄三、三輪壽莊氏等に依つて

六月中同會が設立された。そして其の發會演說會を同月十五日夜、

東京神田青年會館で開催せんとした處、其前日に至り會場貸與拒絶に會ひ中止するに至つた。

假事務所東京市日本橋區鱈殼町三ノ八自由法律相談所内、震災後は四谷區荒木町八番地布施法律事務所内。其會則を摘録すれば

一、本會は勞働運動小作運動其他社會運動の犠牲者及び其家族を防衛救援慰安するを以てその目的とす

一、本會を關東部關西部に分ち部内の各地に支部を設置す

一、本會の趣旨を賛し十圓以上を寄附したる者を以て會員又は賛助員とす

一、會員は會費一ケ年三圓を納付するを要す

一、資金は主として會費及び寄附を以てし、其他出版、講演、演劇會等有益なる事業の収益を以て之に充つ

一、小額寄附募集のために防援券を發行す

『日本文化青年同盟の設立』——日本勞働總同盟京都聯合會大會で京都勞働學校設立の件が可決されたが、同同盟の桂、國領兩氏が中堅と成つて、日本文化青年同盟が設立されることと成つた。該同盟は官製青年團に對抗し之を擊破する目的を以て京都を中心に全關西の無産青年を加盟せしめ勞働運動社會運動に理解あらしめんとするものである。各種の研究調査、演說會講演會開催、體育事業及び各種の出版を行はんとするものであつて、大會、中央委員會、中央常任理事會、特別委員會、地方委員會、支部委員會等の機關を設置し大會は毎年四月上旬、中央委員會各支部代議員によつて開かることと成つてゐる。而して十月下旬に於て已に二百名の加入者を見たと稱せられてゐる。本部は京都市西九條。

第二 社會主義的團體の解散

第一編 社會主義的運動

本年中、革新的傾向を有する團體の解散には次の如きものがあつた。

猶存社の解散——二月十六日

岐阜縣可兒郡錦織エヌエヌ社の解散——四月

第二章 社會主義的團體及個人

人の運動

第一 社會主義的團體の會合

本年中に於ける斯種團體の會合にして、世間の注目を惹いたものは極めて少數であつた。

『貧しき花見』——四月八日、京都嵐山、先驅者同盟主催、京阪神に於ける社會主義者約四十名

大杉榮歸朝歡迎會——七月二十九日、東京京橋カフェー・パウリスタ、社會思想家有志主催、參會者五十六名

米騒動五周年記念會——八月十二日、東京日比谷山勘横丁岩崎氏經營民衆食堂、藤田浪人、岩崎善右衛門、樹神峰一、三氏發起、自殺女給社會主義者和田末尾追弔會——八月十二日、大阪醒光婦人會本部、同婦人會主催、同婦人會員及び先驅者同盟員參會

無産青年親睦會——十一月七日、廣島中島本町カフェー・ブラジル、革進會主催、四十名參會

三田村氏出獄歡迎會——十一月十四日、京阪神の社會主義者四十餘名參集

平澤計七氏追悼會——十二月十五日、東京芝の山崎今朝彌氏宅、

文壇に於ける有志發起

無産青年忘年會——十二月二十七日、名古屋市鶴舞公園前旗亭、

同市在住主義者主催

右の中、『貧しき花見』について其の顛末を略記しやう。

『貧しき花見』——眞に貧しき者の花見です、春だから人並に花を見て豊かな人間味を喫しやう」といふ名目の下に、先驅者同盟の主催で、四月八日行はれた。

同日朝、阪神在住の主義者約四十名は大阪市天満橋停留所に集合、黒旗一本、赤旗四本を纏して京阪電車で嵐山へ向つた。斯くて正午には京都在住の主義者も参加して嵐山中之島に集まつたが、急雨に遭つて該所の無料休憩所を占領し、革命歌の高唱、主義宣傳の演説をやつたので、警官の爲め中止解散を命ぜられて引揚げに際し、京都四條大宮で檢束騒ぎを演出し、二十數名の檢束者を見た。

第二 講演會・演說會

本年中に開かれた左傾向思想團體の講演會演說會として、直接勞働爭議又は勞働運動に關聯せざるものゝ中、主なるものを擧ぐれば次の如くである。

A B C 俱樂部演說會——二月十日、大阪天王寺公會堂、同俱樂部

主催

文藝思想講演會——五月五日、東京東洋大學、平林初之輔、赤神

良護、秋田雨雀氏等出演

新興藝術講演會——五月十二日、千葉市縣公會堂、加藤一夫氏等

出演

勞働問題演說會——五月二十七日、大阪天王寺公會堂、大阪鐵工

組合熱血團主催、自由人聯盟東京抹殺社參加

社會問題演說會——六月八日、大阪泉南郡佐野町いはるは座、逸見

直造氏等出演

婦人勞働問題演說會——六月九日、堺市大濱公會堂、醒光社主催

大學擁護學術講演會——六月二十六日、東京神田青年會館、早大

研究室臨檢問題に關し三宅雪嶺、福田徳三、大山郁夫氏出演

社會問題夏期講習會——八月一日より七日間、東京駿河臺ニコラ

イ會堂、大山、猪俣、北澤、赤松氏等出講

ヴァガボンダ社講習會——七月二十五日より六日間、芝三田太師

堂、大杉、岩佐、辻潤、神近氏等出講

社會問題演說會——七月三十一日、奈良縣五條町五條座、佐藤藤

太氏等出演

米騒動五週年記念演說會——八月、名古屋市

微光社講演會——八月二十五日、小倉市公會堂、同社主催

改造思想講演會——八月二十九日、鳥取縣米子町商工會館、全山

陰無産青年同盟主催

社會問題演說會——十二月二十一日、名古屋市清瀧寺、名古屋無

産文化會主催、布施、三輪、細迫三氏出演

社會藝術婦人教育勞働農村問題講演會——十二月二十五日、鹿兒

島第七高等學校講堂、東京黎明會主催、鹿兒島新聞社後援、有

馬頼寧、爲藤五郎氏等主演

第三 機關紙及び其他の出版物

本年中に主義者併に左傾思想家の間に創刊された機關紙は左の如きものである。

『進め』——二月創刊、東京府下大井町進め社、福田狂二、北原龍雄

『勞農新聞』——二月創刊、大阪市天王寺大道共產社、關猛郎、遠藤友四郎

『赤旗』——四月三日創刊、東京市京橋區日吉町赤旗社、西雅雄、上田茂樹、市川義雄、市川正一、青野季吉、(七月より『階級戦』と改題)

『無産者國家』——四月創刊、遠藤友四郎

『大衆』——四月創刊、大阪市外小阪町、同社、藤井壽賀夫

『革命評論』——五月創刊、東京、高尾平兵衛

『我等の運動』——五月下旬創刊、東京市外巢鴨自由人社、加藤一夫、村松正俊

『突破』——六月創刊、東京市外西巢鴨突破社、近藤榮藏

『民衆新聞』——六月創刊、東京市外世田ヶ谷民衆新聞社、中村還一

『黒旗リーフレット』——七月創刊、東京市外西巢鴨黒旗聯盟、南芳雄

『黒』——七月創刊、大阪市外陸院村黒社、小西武夫

『背人』——七月創刊、大阪市本庄浮田町背人社、安藤芳信

『黒い仲間』——八月創刊、神戸市黒刷社、和田信義

尙ほ『同志』は『青年運動』と改題し、京都青年運動社より發刊したるが、五月よりは『農民運動』と合併

『勞働運動』は大杉榮發後、近藤憲二氏によつて十二月より復興尙ほ筆禍事件を惹き起したものを數ふれば、次の如くであ

る。

山形縣立師範學校内地社發行『萌えんとするもの』第四號(五月三十日發行)の風俗壞亂皇室尊嚴冒瀆事件

『大衆』創刊號(月刊小型新聞)の發賣禁止と新聞紙法違反朝憲紊亂事件

『勞農新聞』第二號(三月十五日發行)の朝憲紊亂事件

田代倫氏著短篇集『異邦人の散歩』發賣禁止に付き『異邦人の哄笑』と改題出版

『勞農新聞』第四號の發賣禁止

『早稻田大學新聞』第十五號の臨時休刊(同校騒擾事件の真相記述の爲め同校よりの掲載方禁止の命に依り)

『進め』六月號の發賣禁止

第二高等學校尙志會發行校友會雜誌六月號(未配布)に關する朝憲紊亂及び風俗壞亂事件

『自由新聞』創刊號の押收事件

『黒』創刊號の押收と關係者檢舉

(無政府主義系統の雜誌リーフレットは其多くは創刊と同時に發行を停止された)

右の中、『赤旗』の創刊とそれに関連した出來事を左に記述しやう。

『赤旗の創刊と其の改題事件』——山川均、西雅雄氏等の『社會主義研究』、上田茂樹、高橋貞樹氏等の『前衛』、市川義雄、市川正一、青野季吉、平林初之輔氏等の『無産階級』の三雜誌が各自分立してゐては經營上にも又戰闘力にも弱點があるといふので合併して赤旗

社（京橋區日吉町八）を組織し、四月三日『赤旗』と題して創刊號を發刊した。

然るに同月七日に至り内務省警保局は市川義雄氏を召致し、懇談的に同誌の改題を命じた。然し六月號までは『赤旗』の題名にて發行が續けられ、七月號よりは『階級戰』と改題し、八月號まで發行してゐた。

第四 不穩宣傳ビラ・不穩文書

所謂不穩宣傳ビラ及び不穩文書は年と共にいよ／＼多く世の中の視聽を惹く様になつた。これを以て全部社會主義者もしくは同傾向の人々の關係せるものと爲すことは出來得ないが、それ等の一部分或は寧ろ大部分が、何でもない偶感的内容のものを目して直ちに主義者の手になる不穩文書なりと目し、又は奇を好む二三個人が唯だ其奇警の衝動を満足せしめんが爲めに行つたに過ぎないものがあつたのであらうが、然し假令名を藉るものも、過つて識認するものも、兎に角主義者の行爲を直ちに聯想せしむることだけは疑ふべからざる事實であつて、それ文けの關係に於ても社會主義的傾向の團體及個人と此の不穩ビラ文書とは關係のあるものである。而已ならず其中には可成り系統的主張と策戦との下にこれが行はれつゝある迹の窺ひ得るものがあることは社會事實上見遁すべからざる事象であると云はねばならぬ。

今、本年中に於いて我國各地に行はれて問題となつたもの

の主なるものを列記すれば左の如くである。

一 月

日支親善不徹底に對する反省要望と不敬に涉る言辭との不穩不敬文書發見——高貴の方、宮内大臣、遞信大臣、外務大臣宛——奈良郵便局にて發見

福岡郵便局長及福岡市内二等郵便局長宛の寄附金強請の印刷物——

發信地東京、全國集配人擁護團

福岡に於ける徴兵忌避に關する不穩文書配布計畫の發覺、

佐賀小倉兩市に於ける入營忌避に關する印刷物配布

金澤長崎兩市に於ける入營忌避に關する印刷物配布計畫の發覺

東京市外下濫谷世田ヶ谷方面の電柱に『ブルヂョアを倒せ』と題し

た不穩ビラの貼付と犯人二名逮捕

東京牛込區内の電柱門柱に共產主義に關する不穩文書貼付

京都市内各所に於ける不穩ビラの貼布

長野縣上田市に於ける某銀行に關する不穩文記載葉書の發送

静岡縣下田町に於ける過激文記入の五十錢紙幣發見

東京府下鐘紡女工寄宿舎に於ける鴨綠江節に因める過激文書の配布

金澤市に於る一主義者の不穩文書貼付

二 月

八幡市に於ける赤色の不穩ビラ貼布

東京淺草橋附近に於けるヨッフエ氏歡迎に關聯せる宣傳ビラ撒布と

檢束

岡山縣三石町役場宛の不穩文書

岡山市に於ける不穩ビラ撒布

石川縣下各警察署其他各團體宛の過激社會運動取締法反對の宣言及

び決議文配布

廣島市に於ける共産主義宣傳文書の配布及び貼付

長野縣上田小縣郡内の不穩文書郵送

茨城縣土浦町及其附近、東京府ハ王子市聯合青年團多摩村役場、神

奈川縣中郡神田村役場、上郡共和村役場、高座郡大澤村役場、福岡

縣勢門村役場、門司市役所大里出張所、福岡縣城島町役場、栃木

縣宮都宮市及縣下各町村役場、千葉縣匝瑳村役場、富山縣魚津町

役場等の町村役場及び門司市外工場への「交代せよ、交代せよ、

小作人は地主と交代せよ、勞働者は資本家と……」といふ意味の宣

傳書の郵送——發送局は埼玉縣浦和町といふのが多かつた。

岡山市に於ける某時計店頭の不穩ビラ貼付

岡山縣太田川橋開通式に際しての不穩ビラ撒布

静岡縣熱海町及附近に於けるヨツフェ氏來朝に關聯せる不穩宣傳文

の配付

東京芝牛込に於ける共同便所電柱への不穩文書貼付

三月

横濱市に於ける一吳服店の賣出し廣告裏面の不穩文

東京日比谷署及び龜戶署管内の共同便所電柱への不穩文貼付

京都に於ける水平社大會に際し不穩文書撒布計畫と押收

埼玉縣本庄町に於ける不穩文書配布

函館市に於ける不穩文書入の贗造紙幣發見

大牟田市に於ける宣傳ビラ撒布

福岡縣若松聯隊集會所宛の加藤内閣稅政攻撃文書

浦鹽碓泊の軍艦日進及び鳳山丸への不穩文書配布

山梨縣北巨摩郡篠尾村内電柱の不穩文貼付

千葉縣銚子町に於ける不穩文書撒布

四月

東京驛便所の不穩文貼布

名古屋市東區に於ける不穩ビラ數萬枚の押收

横濱市に於ける宣傳ビラ撒布

五月

大分八幡兩市に於ける不穩文書押收

小倉市の招魂祭に於ける不穩文書撒布計畫の發覺

尾道市の徴兵検査場の揭示板への徴兵忌避の文句記入

福井縣小濱町に於ける過激文書撒布

廣島各聯隊、吳海軍病院、大阪第八聯隊、佐賀第五十五聯隊、姫路

第十師團、山形聯隊等に宛てたる不穩宣傳ビラ郵送

埼玉縣川越市に於ける謄寫版刷宣傳小冊子の配布

岐阜縣下石町雄辯會場に於ける不穩ビラ撒布

奈良縣吉野郡洞川に於ける電柱への不穩文貼布

若松市制祭典に於ける不穩文書撒布

横濱市に於ける宣傳ビラ貼布

鳳山丸船員の不穩文書密送事件

六月

金澤市内活動寫真館に於ける不穩文書撒布

大阪市南區難波附近に於ける不穩都々逸頒布

熊本縣甲佐町郵便局に於ける不穩文書小包の發見

京都市外伏見町藤森祭に於ける不穩ビラ撒布

福井縣下に於ける共產主義宣傳文書の撒布

下關東郵便局に於ける共產主義宣傳文書小包の發見

金澤市に於ける不穩文書撒布

甲府市内に於ける電柱へ不穩文書貼付

七月

鹿兒島市に於ける不穩文書押收

岡山市に於ける不穩文書撒布

廣島市の子安觀音緣日に於ける不穩ビラ撒布

尾平兵衛社會葬並に全國勞働組合組織に關する宣傳ビラ配布の禁止

止

大阪に於ける天神祭に際し警察署掲板及電柱へ不穩ビラ貼付

長岡市に於ける平潟神社祭典に際し不穩ビラ撒布

千葉縣船橋、松戸、市川、野田地方の青年團及び小作人に不穩文書

配付

中央鐵列車内及び上諏訪町の電柱に「共產黨各位」への謄寫版刷撒布

及び貼付

横濱市内の富豪邸宅及び電柱への不穩ビラ貼付

福井縣武生町の不穩宣傳文貼付

松本歩兵聯隊酒保の壁へ「在郷軍人に選挙權を興へよ」の文書貼付

横濱市に於ける「肉弾」と題する不穩文配付

九月

長野市諏訪公園内の不穩ビラ貼付

東京芝、京橋、麻布方面の不穩ビラ撒布

十月

埼玉縣秩父郡地方小學校等へ不穩文書郵送

大阪市北區天神橋筋電柱への不穩文貼付

金澤市内電柱及び板塀への不穩ビラ貼付

十一月

岡山縣津山町の不穩不敬文書貼付

富山市内の不穩文書貼付

吳市内各所に「解備職工諸君に敬す」と題する不穩文貼付

三重縣歩兵五十一聯隊への不穩文書送附

十二月

岡山市内に於ける不穩文書配布

北海道旭川師團入營者への不穩文書撒布

兵庫縣三原郡市村署内の不穩文書撒布

東北本線内の宣傳ビラ撒布

第五 社會主義的運動雜

地方當局の神經過敏によるか、事實であつたか不明であるが、全國各地に主義潛入、某重大事の計畫といふ様なことが傳へられて、其地方の人心を聳立させたことが少くない。而して今夫等を一々記述してゐることの繁に堪え得ないが、其の中の主なるものを拾へば次の如きものがある。

主義者が或る地方へ入り込んだといふ事で、警戒をし、又は入り込み相であるからとて其の爲めに警戒に努めるといふことは、各地方に演ぜられた事件である。この事自身は別に大した事柄ではないが、社會主義運動に對する各地方官憲の態度を示すものとして興味あるもの

である。今、斯かる主義者潜入の報によつて警戒に腐心した地方の名を擧示すれば、

廣島市—十一年十二月末(曉民會の領袖潜入の噂にて)、三月(陸軍支廠職工解雇退散式に際し)

大阪市—十一年十二月(全露共産黨の密使潜入の噂にて)、十一月(關東震災にて東京の主義者潜入)

久留米市—十一月(入營日に際し)

廣島縣尾道地方—一月(高津正道氏妻女歸郷により)

門司市—二月(富永宗四郎氏の歸國により)、三月(露國赤化團員渡來の噂にて)

横濱市—三月(片山潜氏一味入港の噂にて)

神戸市—三月(近藤榮藏氏上海潜航の報にて)

八王子市—四月

吳市—四月(勞働祭に際して)

福岡市—五月(ドンタクに際して)

八幡市—四月、八日(共産黨の密使かとして)

小倉市—五月

茨城縣土浦町—五月

静岡市—五月

敦賀伏木港—五月(赤化團侵入の噂にて)

千葉縣安房郡江見村—六月(共産黨事件にて主義者遁走潜入の噂にて)

北海道日高地方—七月(札幌の主義者潜入の噂にて)

常盤各炭坑—七月(坑夫に變裝して潜入の噂にて)

第一編 社會主義的運動

三重縣一身田方面—十月

茨城縣下館町—十一月(同所羽黒神社例祭に際して)

又、社會主義者の萬年筆賣とか賣藥商とかと出張して、地方の警察の神経を棘立たしめた事も、昨年と同様であつて、今、夫等によつて問題となつた地方を數ふれば、

兵庫縣佐用町の歳の市—(十一年十二月末)、仙臺市—(一月)、富山縣泊町—(三月)、福井市神明社祭—(五月)、嚴島—(七月)、福井縣丹生郡西田中—(八月)、長野縣信越電氣工事場—(八月)

第三章 特殊事件

社會主義運動に於て特殊の性質を帯びた事件があつた。其の中の最も主なる出來事を摘記すれば左の如くである。

『共産黨事件』——社會主義運動に於て本年中最も世間の耳目を聳立せしめた出來事は實に此の共産黨事件であつた。今、其の大體の經過を見るに、

早稻田大學軍事研究會發會式の擾亂—該會の經過については後編反社會主義運動中に叙べんと欲するが、同會發會式に於て早大文化同盟の人々が擾亂を起し、其の爲めに同同盟は解散するに至つたが、此の事件が端なくも共産黨事件の端を發したと稱せられてゐる。

連累者の檢束—六月四日深更、警視廳特別高等課にては課長以下、同係長、外事係長、勞働係長、内鮮係長、智能犯係長、官房主事の七氏が極秘裡に協議を遂げ、翌五日午前五時半を期して、主義

者の疑込みを襲うて一齊に檢擧を爲した。同時に京都も大阪も岡山も北九州も朝鮮も緊張した。

臨檢及び家宅搜索—五日午後零時瀧川檢事、沼豫審判事並びに警視廳の一行は早稻田大學に赴き恩賜館内なる佐野學、猪俣津南雄兩教授の研究室を臨檢した。京都警察部特高課では同日午後一時半勞働同盟京都聯合會本部の家宅搜索を爲し、又東京麴町の堺利彦氏、大森の山川均氏、牛込の佐野學氏、笹塚の猪俣津南雄氏及び大阪の小岩井淨氏の宅も夫々家宅搜索を受けた。

檢束と令狀執行—五日正午迄に警視廳に檢束されたもの八十名、中令狀を執行されたもの堺利彦、西雅雄、橋浦時雄、杉浦啓一、渡邊萬藏、野坂鐵、仲曾根源利、近藤憲二、高津正道、石川哲二等十六名であつたと報ぜられた。

内務省の發表—五日夜、内務省は左の如き發表をした、
「本日堺利彦外十五名の組織せる秘密結社に關係ある者十二名を檢擧したり而して既に令狀を執行せられたる者の氏名左の如し。

堺利彦、浦田武雄、渡邊滿三、杉浦修一、田所輝明、上田茂樹
橋浦時雄、市川正一、

尙本件は秘密結社組織に關する犯罪に係るものにして他に重大なる事件の有するものならず」

起訴追加—六日朝に至り野坂三二、中曾根源利、吉川守邦三氏は起訴された。八日には西雅雄、田代常次郎、荒井邦之助三氏も收監された。

佐野、近藤、高津三氏の遁走—本事件に關係ありと稱せらるゝ佐野學、近藤榮藏、高津正道の三氏は事件發覺以前行方を晦まして、

其筋では其搜索に狂奔した。しかし皆目其消息が不明であるので其潜伏場所に就いて色々な説が出た。そして入露説が最も確からしく思はれる様に成つた。

猪俣氏の收監—七月十三日に至り猪俣南津雄氏は遂に令狀を執行され收監された。

各方面の搜索—七月に入つて、又々各方面への家宅搜索が始まつた。東京府下北豊島郡石神井村及び府下戸塚方面、新潟縣新津町小木町の某々家等の家宅搜索が行はれた。

小岩井氏等の收監—其後小岩井淨氏は川内唯彦、高野竹治の三氏も收監された。

保釋出所—十二月の末に至り收監されたものは皆保釋出獄した。しかし事件は明年に持ち越して、なほ決定を見なかつた。其後大正十三年二月十六日に至り豫審決定し、左の如き豫審調書の發表を見た。

豫審終結決定書

東京市麴町區麴町八の二四著述業

堺利彦

(當五十五年)

東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木當時所在不明著述業

近藤榮藏

(當四十二年)

東京市神田區小川町三四當時所在不明元早大講師

佐野學

(當三十三年)

廣島縣御調郡羽和泉村字羽倉一二三屋敷當時所在不明著述業

高津 正道

(當三十二年)

東京府荏原郡入新井村大字新井宿七〇三當時東京府北豐島郡瀧野川町字中里荒井方著述業

田所 輝明

(當二十五年)

熊本縣玉名郡高道村大字山下一六五當時東京府北豐島郡日暮里町稻村方新聞業武男事

浦田 武雄

(當三十二年)

山口縣熊毛郡光井村當時東京府豊多摩郡代々幡村字堀ヶ谷二四新聞通信社員

市川 正一

(當三十三年)

愛媛縣松山市町名番地不詳當時東京府小石川區大塚阪下町時計職工

渡邊 滿三

(當三十三年)

静岡縣榛原郡金谷町三一〇當時東京府北豐島郡瀧野川町字中里職工

杉浦 啓一

(當二十八年)

大分縣下毛郡中津町二二六九當時東京府荏原郡入新井町字新井宿新聞記者

上田 茂樹

(當二十五年)

岐阜縣大野郡大名田村字七日町當時東京府麴町區麴町八の二四堺利彦方雜誌記者

高瀬 清

(當二十四年)

東京市京橋區南佐柄木町當時東京府豊多摩郡野方村字上沼袋日本寶飾時報東京支店經營者

橋浦 時雄

(當三十四年)

東京府西多摩郡檜原村當時東京市小石川區掃除町新聞取次商

吉川 守國

(當四十三年)

沖繩縣國頭郡本部村當時東京府豊多摩郡澁橋町字柏木著述出版業

中曾 根源和

(當三十年)

神戸市兵庫關屋町一〇六當時東京府荏原郡平塚村字山赤松克磨方著述業

野坂 參式

(當三十三年)

岡山縣勝田郡梶並村大字東谷下當時東京府荏原郡入新井町新井宿著述業

西 雅雄

(當二十九年)

茨城縣結城郡水海道町九五五當時東京府北豐島郡日暮里町字日暮里稻村隆一方翻譯業那之助事

佐賀縣西松浦郡大川村大字立川當時東京府北豐島郡集鳴町字池袋久保芳郎方雜誌記者

荒井那之介
(當二十六年)

田代常二

(當二十六年)

千葉縣東葛飾郡市川町字市川當時東京府南葛飾郡龜戸町職工

渡邊政之輔

(當二十六年)

新潟縣長岡市本町當時東京府豐多摩郡代々幡町字笹塚元早大講師

猪俣津南雄

(當三十六年)

沖繩縣國頭郡名護村字名護當時東京市芝區新櫻田町山崎今朝彌方辯護士

徳田珠一

(當三十一年)

長野縣東筑摩郡島立村當時東京府北豐島郡高田町字高田細野三雄方辯護士

小岩井淨

(當二十八年)

横濱市永樂町當時住所不明著述業

荒畑勝三

(當三十九年)

京都市上京區寺町通り大宮西入る上る當時住所不明染物職工

山口縣熊毛郡光井村當時東京府豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷新聞記者

辻井民之助
(當三十二年)

市川義雄

(當三十一年)

福岡縣京都郡祓郷村大字徳永當時東京市麴町區麴町八の二四堺利彦方無職

川内唯彦

(當二十六年)

東京府南多摩郡川口村字下川口當時東京市小石川區大塚窪町著述業

高野武二

(當三十四年)

茨城縣鹿島郡東下村字宮押上當時所在不明無職

山本懸藏

(當三十年)

原籍岡山縣都窪郡倉敷町九九二當時兵庫縣明石郡垂水村二〇二二著述業

山川均

(當四十五年)

右被告に對する治安警察法違反被告事件豫審を遂げ決定する事左の如し

主文

本件は東京地方裁判所の公判に附す

理由

被告人等は何れも現時の社會組織を一變し民衆の革命的手段に依て資本主義を撤廢し政治上及經濟上の權力を無産階級の掌中に收め所謂勞農獨裁の社會を實現せん事を目的とする共產主義を奉ずる社會主義なる所の被告人佐野學、山川均、堺利彦、近藤榮藏、荒畑勝三、杉浦時雄及高津正道の七名は目的を達成せんがため露國にある片山潜等と氣脈を通じ普く同志を糾合し且つ其の目的を達成すべく一の手段として右主義宣傳を爲さんがため竊かに共產黨の團體を特置せんことを期し大正十一年十一月頃より夫々各自宅に於て其議を進め同年十二月中日本共產黨の秘密結社を組織し暫定黨規を作製し官憲の目を晦さんがため之れを英國共產黨暫定黨規と名付け各自己周囲の主義者に對し之に加入せんことを勧誘したる結果其頃より翌大正十二年三月頃までの間に爾餘の被告人田所輝明、浦田武雄、市川正一、渡邊滿三、杉浦啓一、上田茂樹、高瀬清、吉川守國、中曾根源和、野坂參式、西雅雄、荒井邦之介、田代常二、渡邊政之輔、猪俣津南雄、徳田珠一、小岩井淨、辻井長之助、市川義雄、川内唯彦、高野武二、山本懸藏等は何れも之れに賛同し右秘密結社に加入したるものなり而して右秘密結社日本共產黨の黨規なるものは第一名稱目的、第二黨員、第三組織、第四機關、第五規律、第六票決の六項に別ちて之が規定を設けたるものにして右日本共產黨は共產黨インターナショナル支部と爲しその主義及政策を承認して黨の綱領及規律を遵奉し實際に黨の活動に參與する者を黨員と爲し且つ黨員二名以上の推薦ある者は一定の期間内細胞内に於て黨員候補者として干與せしめ又同一地方同一職業同一産業又は同一團體内に三名以上十名迄の黨員を以て獨立の一細胞を組織し各細胞は何れも一名の細胞

第一編 社會主義的運動

代表委員を互選し他の細胞並に上級組織との連絡に當らしむる事とし同一地方同一職業同一産業又は同一團體内に三箇の細胞ある場合には細胞代表委員に依りて支部を組織し三箇以上の支部代表に依りて地方支部を組織する事と爲し、地方支部大會の組織を見る迄は細胞代表委員總會を以て大會に代るべき黨の最高決定機關と爲し細胞代表委員會は執行委員を選任し執行委員會は必要に應じ各種の專任委員の選定し專任委員會は各々その部門に屬する宣傳、教育組織の計畫及實行に任ずる事とし共產黨インターナショナルに對する黨の代表者は細胞代表委員又は執行委員會に於て之を選任する事に爲し黨員の使命に就き如何なる場合と雖も絶対に規律を嚴守すべく黨員又は細胞の行動に就いては各黨員又は各細胞その危険の全責任を負ひ如何なる場合と雖も黨の他の部分に危険を及ぼさざる事と爲し規律に反したるものは規律委員會の決定に依りて處分する事等を規定したるも該黨規に對し一部改正の必要を認め大正十一年一月頃被告人山川均、堺利彦、橋浦時雄、高津正道、小岩井淨、辻井長之助は豫め夫々右改正事項に就いての意見を提出し同年二月四日千葉縣東葛飾郡市川町新田料理店一直園四季の寮に於て黨の幹部並に細胞代表委員會の第一回大會を開催し同日午前十時頃より被告人堺利彦、近藤榮藏、佐野學、高津正道、田所輝明、浦田武雄、渡邊滿三、上田茂樹、高瀬清、橋浦時雄、吉川守國、中曾根源和、田代常二、徳田珠一、小岩井淨、荒畑勝三、川内唯彦の十七名は三々伍々同所に集り近藤榮藏は議長、高瀬清は書記として各任務に就き黨員、川崎悦行は見張り、女中を退け右黨規の改正を議し前記改正意見に對する一同の賛否を問ひ執行委員の組織及職權、黨員の資格及規律並に

細胞の組織等に就き黨規の改正を行ひ實行委員を十名と爲し内總務幹事長國際幹事各々一名を當任幹事と爲す事を定め、尙ほ總務幹事長には秘書を置く事とし該當任幹事三名、秘書に於て黨務を處理し國際幹事は共產黨インターナショナルとの連絡を秘書は總務幹事長と國際幹事との連絡をとり尙ほ多衆が一堂に會するは秘密運動の性質上危険なるに依り成るべく執行委員會を開かざる事にも此當任幹事に於て黨務を處理することとし且つ絶えず執行委員との間の連絡は之れを秘書を以て執ることとし執行委員會開催の度數の少き缺點を補ふことになし尙ほ同所に於て十名の執行委員を互選した結果被告入界利彦、佐野學、吉川守國、浦田武雄、上田茂樹、渡邊滿三、杉浦啓一、中曾根源和、小岩井淨、辻井民之助の選任を見、尙ほ堺利彦は總務幹事長、佐野學は國際幹事、吉川守國は會計監督として當任幹事の任に當り、中曾根源和は總務幹事長、堺利彦の秘書となりたるが、同所に於ける會合は右黨規改正の外、黨の將來に於ける運動方針を附議し尙ほ被告人徳田珠一高瀬清より露國の状況、浦田武雄より日本に於ける農民運動の状況につき各々報告あり夜に入りて散會したるが其後漸次黨員の數増加し其結果細胞代表委員を定むることとなり被告人近藤榮藏、佐野學、高津正道、小岩井淨、西藤雄、渡邊政之輔、猪俣津南雄、荒畑勝三、辻井民之助、市川義雄、川内唯彦、高野武二、山本懸藏の十四名は各自其會合の代表委員となりたるが尙ほ黨には政治係、農民係、雜誌係、勞働係、教育係、國際係、婦人係の各部門を設け、政治係は高津正道、農民係は浦田武雄、雜誌係は上田茂樹、勞働係は小岩井淨、及杉浦啓一、教育係は佐野學夫々其任に當り佐野學は早稻田大學講師並に全日本

抗夫總聯合會顧問たるの各地位を利用し、青年學生及鑛山勞働者等の方面に、山本懸藏、野坂參式、近藤榮藏等は鐵工組合に關係ある所から主として時計工組合方面に夫々同主義の宣傳につとめ、又猪俣津南雄は大正四年中米國に留學し經濟學を研究中共產主義に共鳴し在外主義者間に重きをなすに至り大正七年十月末歸朝するに當り自己の友人新潟縣佐渡國商科醫松瀬教五郎の手を経て本田時雄佐田俊雄等の變名により二重封筒の親書を受取り巧みに官憲の眼を晦まし在外主義者との連絡を執り居たるが歸朝後早稻田大學の講師となりたるより其地位を利用し雜誌により又は講演により主義の宣傳を怠らず又被告人徳田珠一、高瀬清、山本懸藏、川内唯彦等は右日本共產黨成立の前後に互り入露の上彼我連絡を取り夫々主義の宣傳のため活躍し著々同主義者の糾合に努めたる結果大正十一年三月十五日頃先づ南葛勞働組合時計工組合、印刷工組合出版從業員組合等各自勞働組合員有志間に著々黨員として加入者を得前記細胞數十箇に關する細胞員五十八名に達するに至り之より先黨員たりし高尾平兵衛は黨の規律を破壊したる行爲ありたるため高瀬清の告訴する所となり規律委員會に附せられたるより其の規律委員長たりし吉川守國に對し脱退届を提出し同年一月頃脱退するに至りたり、而して三月十五日頃に至り綱領起草委員を設け佐野學自ら委員長となり野坂參式、荒畑勝三、高津正道、杉浦啓一等其委員となりたる之が起草の件と共に露國莫斯科に派遣すべき代表の選定並に政黨組織の件を協議する必要生じたるより三月十五日東京府北豐島郡石神村字上石神千八百三番地料理店豐島館に於て竊かに第二回大會を開催し堺利彦、近藤榮藏、佐野學、高津正道、田代輝明、浦田武雄、

渡邊滿三、杉浦啓一、上田茂樹、高瀬清、吉川守國、中曾根源和、野坂參次、西雅雄、渡邊政之輔、猪俣津南雄、小岩井淨、荒畑勝三、辻井民之助、市川義雄、川内唯彦、高野武二、山本懸藏は廿三日午前十一時より三々伍々參集し猪俣津南雄議長、近藤榮藏副議長、高瀬清書記として各其任務に就き女中を退け午後九時頃までに亘りて密議を凝らし前記莫斯科に派遣すべき代表となりたる近藤榮藏が執行委員を辭任したるため荒畑勝三之に代る事とし次で綱領起草に關して意見を交換し第一革命（露國に於ける西曆一千九百十七年三月ケレンスキ一の革命）第二革命（同上十一月レーニンの革命）を我國に招來すべき時機方法革命根本の徑路などに論及し最後に第三インターナショナルより出でたる表面運動として政黨を組織すべき旨のインストラクションに基き表面上の政黨組織に關し其時機並に範圍等につき討議し爾來同主義の宣傳、主義者の糾合に努め居りたる折柄同年五月十日早稻田大學内の軍事研究團と文化同盟との衝突に際し佐野學は主義者の檢舉を見るべしと思慮し糞を保存に最も安全且つ確實なりとして早稻田大學研究室内に隠匿しおきたる黨の書類中前記英國共產黨暫定黨規外二の書類を同月十二三日頃東京府北豊島郡葉鴨町字庚申塚六百十三番地元坑夫濫谷李次郎に之が保管方を託したる所同月廿四日頃同人宅に於て革命歌を高唱したるため警察より捜索を受け爲めに右書類を押收され事實發見するに至りたるものにて尙徳田珠一は大正十二年五月廿四日午後九時東京市麻布區森本町二丁目十九番地舊前衛社に於ける中島千八主催の勞働講習會に於て聽講者なる關東機械工組合員神谷梅吉外十數名に對し「經濟行動と政治行動」と題し我等の目的とする無産階級の革命を惹起せしむるに

は經濟行動と政治行動の二途ある旨を説き、進んで革命遂行の原動力は必ず民衆の力でなければならぬと民衆に對し經濟的に苦んで居る事を教へ、社會制度に對する反抗的精神を起さしめ經濟的行動により幾度か資本家又は政治家と戦ふ事によつて眞に革命的思想を植付ける事が出来る云々、而して民衆をして革命的行動につかしむるには勞働組合のみにては不充分である之を補ふものは政黨である、政黨とは一の革命的思想を中心とする所の策りである云々、而て眞の無産階級革命の意識に醒めたる闘士にして革命的主義主張を目的とし集り來る政黨を組織しなければならぬと思ふ、此政黨の主義方針により勞働組合を赤化し組合員中より眞の闘士をより多く作り出し此政黨に加入せしめ政黨の勢力を増す事が我等勞働組合員の勤めである云々、無産階級の政黨を成立し政黨が總て政黨として行くべき立場にならざる限り日本の革命運動は非常に遅れるだらうと思ふ、例へば以前起りし米騒動の如き革命を起す機會はあつたが農村の革命的分子と都會の革命的分子とが革命の爲めに組織せられたる政黨を指導しなければならぬ云々、又第一に資本家の權力を抑へブルジョア政黨其ものに代り政權を取る事としなければならぬ即ち警察廳を先づ乗取り而して警官を總て打殺し而して市廳であるとか町役場であるとかさう云ふものを取り警察署を取りそして警察權を奪取しなければならぬのである其處に眞に勞働者のソヴィエット小作人のソヴィエットを組織し革命委員會を組織しなければならぬ革命委員によつて常に政黨のやうにならなければ革命は成立しないのである而して革命の遂行には今より農村とか工場とか全國的に網を張つておく必要がある、故に我等は革命的行動をなすべき所の要素

として政黨を必要とすると思ふ云々と演説し現時の社學組織は暴力を以て破壊し所謂勞農獨裁の社會を實現せん事を目的とする革命を達成せしむべき途を力説し依つて犯罪を煽動する演説をなした、以上前段の事實は諸般の證憑により各被告に對し治安警察令第十八條に該當する犯罪の嫌疑充分にして且つ被告人徳田珠一の後段、中島千八主催の勞働講習會に於て犯罪を煽動する演説をなしたる點は之亦諸般の證憑により同被告に對し同法第二十四條に該當する犯罪なりとして嫌疑充分なるを以て刑事訴訟法第三百十二條に則り主文の如く決定す

尙ほ同事件の發生と同時に、七月、中尾尾銅山に於て其の吠乾場の吠の中より鑛山用ダイナマイト數十本、六號雷管三百八十餘本、發見されたので共產黨事件と關係あるものとして、一時世間の注意を惹いたが、それは其後の取調により關係人夫の一人が鑛山より盗み出して前記の場所に隠匿し置きたるものと判明した。

『名古屋に於ける共產黨事件』——東京に於いて右の事件が世間注目の焦點となりある間に、やがて名古屋に於ても同種の事件勃發し十二名の收監者を見たが、十月二日に至り名古屋地方裁判所に於て豫審決定し、十二名全部有罪となり公判に移された。第一回公判は明年二月十八九日頃開かるゝ豫定であるが、豫審決定理由書左の如くである。

- 名古屋市東區御器所町北丸尾著述業 葉山嘉重(三〇)
- 名古屋市東區南外堀町十丁目三番地無職 酒井定吉(三一)
- 名古屋市中區西日置町北宇垂九番地無職 寄田春夫(二七)
- 名古屋市中區四日置町五字垂九番地鐵工 篠山 清(二三)

- 名古屋市中區西日置町北宇垂九番地鐵工 三好 覺(三五)
- 名古屋市中區西日置町北宇垂九番地鐵工 清水石松(二七)
- 名古屋市中區御器所町字上山七三番鐵工 小澤健一(二五)
- 群馬縣邑樂郡館林町字足利町株式仲買店員 倉森次郎(二二)
- 名古屋市中區則武町向五百二十七番地陶器畫工大野正己(二二)
- 名古屋市中區上日置町十七番地鍛冶職 鈴木箕三郎(三四)
- 名古屋市中區志摩町三丁目七十七番地名古屋市電車掌 梶田重治(二七)

南部岩造(二一)

被告等ハ何レモ勞働運動ニ從事シ共產主義ニ共鳴セルモノナル所最近勞農露西亞ニ永久的國際團體トシテ勞働組合、赤色國際同盟ノ組織セラルルアリ該同盟ハ資本主義ヲ〇〇シ勞働者ヲ壓迫搾取ヨリ解放シ〇〇社會ヲ建設スル爲メ萬國勞働者大會ヲ組織シ及ヒ資本主義制度ブルジョア國家ヲ〇〇スル爲メ〇〇的階級闘争、社會〇〇ノ原理、ト無産階級ノ獨裁〇〇的大衆運動ヲ廣ク宣傳スルコト尙右目的ヲ標榜セルモノナルカ偶々被告春夫定吉カ其同盟規約ヲ入手シタルヨリ名古屋市中區ニ於テモ該規約ニ基キ其同盟ニ加入スヘク〇〇的運動團體ヲ組織スルニハ先ツ各勞働者ニ對シ該規約ニ定メタルカ如ク〇〇的意義ヲ注入宣傳シテ之ヲ同主義ノ下ニ結合スル必要アリトシ被告春夫、嘉重、定吉等相諮リ當時勞働運動ニ從事セルモノノ中ニハ最モ意志ノ鞏固ナリト認ムル他ノ被告等モ糾合ヲシテ此運動ニ從事スル團體ヲ組織セント企テ茲ニ被告等ハ通謀ノ上大正十二年五月六日及同月十五日頃名古屋市中區西日置町字北宇垂九番地ナル被告春夫

ノ寓所ニテ豫テ被告定吉ノ手ニテ謄寫サレタル労働組合、赤色インターナショナル規約ヲ分配シ協議ノ末該規約ニ基キ各種労働組合等ニ〇〇的意義ヲ注入スル爲メ右記被告等十名ニ依リ「エル、ピ」ト稱スル秘密ノ團體ヲ作り新タニ加入セントスルモノノ資格條件、宣傳方法、會合期日等ヲ協定シ以テ秘密結社ヲ組織シタルモノナリ

『高尾平兵衛射殺事件』——六月二十六日の曉五時五十分頃、東京市赤坂區溜池の赤化防止團本部の同團長米村嘉一郎宅を訪れた三名の男が米村氏に面會を求めた。就寢中であつた米村氏が起き出でて玄關に現はれ二言三言話す中に三名の者は同氏に打つて掛り、續いて一人は仕込杖を抜いて斬り掛つたので、米村氏はピストルを手にしてこれに對した。三名の男が驚いて逃げ出す後から米村氏はピストルを發射したので、其の彈丸が一人の男の後頭部に命中し、表通りで其男は倒れた。撃たれて倒れたのは戦線同盟の高尾平兵衛氏で、逃走した二名は中村還一、平岩巖の二氏である、といふのが新聞の報ずる所であつた。

此處に於て警視廳は活動を始め、戦線同盟の一味の檢擧を開始したが平岩、中村氏等は捕へることが出来なかつた。然かし二十八日に至つて平岩巖氏は逮捕された。米村氏も卅日夜殺人罪で起訴さるゝに至つた。

七月八日、高尾氏の葬儀が營まれた。青山齋場で一切の宗教儀式に依らず「社會葬」の名の下に舉行されたが、これに際して不穩ピラの撒布を爲し又は途中示威的行列を爲す危険があるといふので警視廳は葬儀は途中行列を廢止し青山墓地に於て行ふ事を許可し、且

つ

一、屋外は固より齋場内に於ても放歌(革命歌の如き)を許さざる事

一、宣傳に類したる弔辭を讀まざる事

一、死者にして且つ襲撃犯人たる高尾を稱揚するが如き言動を許さざる事

一、ピラの撒布を許さず

一、其他葬式の程度を許さず

といふ條件を附し、それに該當する時は即時解散を命ずといふ方針を取つた。そして前々日の夜には當日撒布せんとして用意しめたる宣傳ピラ幾萬枚を押収した。

當日は社會主義者、思想團體、労働團體、水平社等の二千人の會葬者あり午後一時半から弔旗棍棒竹槍の物凄い裡に布施辰治氏の開式の辭に初まり、各團體の弔辭朗讀があり、島中雄三氏の閉式の辭で儀式を終つた。會葬團體は遠く四國九州朝鮮に及んだといふ。

七月十八日に至り米村氏宅襲撃者の一人として吉田一氏が逮捕された。同襲撃者は高尾氏の外平岩吉田の二氏であつたと判明した。『大杉榮脱出事件』——大杉榮氏が國外に脱走したといふ報は一月廿日頃に至つて世間の興味を引いた。同氏は尾行巡查の目を晦まして巧みに各地の警戒網を突破し上海に向ふ途中から方面を轉じて哈爾濱からチタを経て莫斯科へ入つたと傳へられた。然るに五月二日巴里發電は支那人董某の名で巴里に滯在中の大杉榮氏はメーデーの大會にサン・デニス街で群衆を前に過激な演説中を官憲に知られ二日午後五時サン・ミシエルの廣場で逮捕されたとい

ふ事を報じた。斯くて同氏は裁判の結果禁錮三週間に處せられ其後佛領退去を命ぜられた、そして七月十七日長崎の港に箱根丸で歸國した。……所で同氏渡歐の旅費の出所に就いて問題が起つた。それは同氏の旅費は後藤内相から出たのであらうと云ふことで議會開會の劈頭に質問が提起された。然るにこれは有島武郎氏から出たもので且つ大杉氏の入露説は一種の宣傳にすぎず、實は英國船に乗じて直ちに渡佛したのであるといふことが明らかにされた。然るに關東に大震災が突發した。人々は各種の流言蜚語に就々としてゐたが、九月二十日頃大杉氏殺害の報傳へられたが、其真相が詳かでないかつた。かくて十月八日に至り各新聞は號外を發行して甘粕憲兵大尉の大杉夫妻及び一少年絞殺の顛末を發表した。それは其日に至つて記事解禁となつた爲めである。今、發表された軍法會議法務官の意見書を示せば、

意見書

被告人 甘粕 正彦

被告ハ平生社會主義者ノ主張ニ憐焉タラサルモノアリ就中大杉榮ハ無政府主義ノ巨頭ナルヲ以テ震災ノタメ混亂セル場合ニ軍隊撤退後如何ナル不逞行爲ニ出ツルヤモ知レサレハ此際ニ於テ殺害スルヲ國家ノタメ有利ナリト思惟シ麹町憲兵分隊長ヲ兼務セルヲ幸トシテソノ居所ヲ内偵シ居リタルトコロ大正十二年九月十五日府下柏木ニ居住セルコト判明シタルヨリ翌十六日同地ヨリ大杉榮、伊藤野枝及ヒ當七歳位ノ男兒一名ヲ麹町憲兵隊ニ同行シ同日午後八時三十分頃ヨリ同九時三十分頃マテノ間ニ同分隊内建物空室ニ於テ右榮、野枝及ヒ男兒ヲ順次ニ絞殺シタルモノナリ右ハ豫審ニ

附スルヲ相當ナリト思惟候也

大正十二年九月十九日

第一師團軍法會議檢察官陸軍法務官 山田喬三郎

大杉榮氏等の葬式は十月十六日伊藤野枝の實家なる福岡縣絲島郡今宿村の海濱松林の間に天幕を張つて營まれたが、東京に於ても十二月十六日に至り其の葬儀が谷中齋場で營まれることに成つた。然るに當日の午前七時半頃、遺骨を供へてあつた胸込の労働運動社に三人連の男訪ね來り、居合せた人の隙をうかゞつて祭壇上の遺骨を奪つて逃走した。其處で家人等は追跡したが拳銃を亂射し、一人を残して他の二人は自動車に乗じ遺骨を奪つて何處かへ去つて仕舞つた。

葬儀は午後二時から遺骨なしで豫定通り岩佐作太郎氏司會の下に執行された。會葬者約六百名。大阪でも午後二時から東區東雲町心眼寺で參列者七十餘名によつて追悼會が催された。

遺骨紛失事件について大化會員の取調べが始まつた。然るに二十四日夕に至り大化會員岩田富美夫氏が遺骨を携へて警視廳に出頭した。而して遺骨奪取事件の主犯者として大化會員下島繁藏氏を二十七日起訴するに至つた。

扱て一方大杉榮氏等殺害事件に係る甘粕憲兵大尉等の軍法會議に於ては種々の曲折があつたが、十二月八日に至り判決が下され、甘粕正彦氏は懲役十年に處せられた。

尙ほ本事件發生後或る一部の人々によつて甘粕大尉減刑運動といふものが、可成り熱心に行はれたことを附記する。

第四章 學生運動

學生の間に於ける革新思想家によつて組織された團體の運動として、本年中に於ける著しいものを擧ぐれば、左の如くである。

『關西學生聯盟の決議』——同志社大學の「十月會」、京都大學の「聲人會」、大阪齒科專門學校の「赤潮會」、三高の「社會問題研究會」、大阪高校有志等によつて組織された惡法反對同盟會全國學生聯合會關西支部は、其後谷大の「反宗教同盟」、京都府醫大の「開拓社」、龍谷大學の「異端者同盟」、立大の「勞農會」、神戸高商の「新思潮會」、大阪高商の「新ナロウド會」、關西大學の「反資會」、京都高蠶の「文化會」、京都藥專の「洛陽新人會」、關西學院の「社會學會」、京都高工の「自由人同盟」、等も續々加入したが、二月七日夜協議會を開き、「過激運動取締法案を粉碎せよ」との決議を爲した。

『全國學生聯合會の整調と決議』——同會は昨年十一月創立された、當時は全國の大學專門學校四十有餘校の學生團體を合せ數百の會員を包含してゐたが、早稻田大學の軍事研究會發會式に於ける紛擾以來當局の睨む所となり、殊に例の共產黨事件と聯絡がある様な噂が立つたので、自然會員も十校位に狭められたばかりか、學生としての自由研究をも躊躇さるゝ惧があるといふので、帝大の「新人會」、早大の「文化同盟」、慶大の「社會問題研究會」、明大の「七日會」、日大の「社會批判社」、早稻田高等學院の「社會思想研究會」、一高の「社會思想研究會」、法政大學有志、女子齒科醫專の「七日會」、外語有志と各大學專門學校學生有志は六月十八日夜、帝大第二學生控所に總會を開

き、

- 一、本聯合會は本聯合會所屬各學生團體相互の親睦を計る事
 - 一、學生全體としての利益を支持する學生の自治機關として活動する事
 - 一、研究會、講習會、講演會其他聯合會の目的に合致したることをなす事
 - 一、本聯合會は高等學校程度の學生團體よりなる
 - 一、本聯合會は會費として各班より一學期五十錢を取る
- 等の規約を申合はせ新たに歩調を整へたが、共產黨事件に關し研究室の臨檢に會せるに對し、
- 本聯合會は大學擁護の標語の下に學問の獨立と研究の自由の完全なる獲得を期す
- との決議を全會一致で可決した。

第五章 婦人運動

革新的思想を有する婦人によつて組織された團體と其の運動は本年に於ては一時停頓の姿を呈した。さるにてもなほ次の様な運動を數へることが出来るのである。

第一 既成團體の運動

其の主なるものを擧ぐれば、

『婦人聯盟の對議會運動』——昨年暮に新婦人協會より分立して陣容を新にした婦人聯盟は十一年十二月二十三日本部なる東京芝愛宕下

佛教會館に理事會を開き、衆樹、上村、勝本、兒玉、吉永、中村、横山の七理事參集、對議會運動として左の六箇條を決議した。

- 一、婦人參政權
 - 二、妻の財産權
 - 三、姦通罪に於ける男女權平等確認
 - 四、私生子庶子の差別撤廢
 - 五、妻の承認として父子の關係を生ずる民法の一部改正
 - 六、婦人の政治結社參加權
- 『大阪市婦人聯合會の決議提出』——一月二十六日、中等學校入學試験改善案を市當局に提出した。
- 『覺醒婦人會の規約改正』——賀川春子氏を中心として關西に大きな根據を有してゐる該會は積極的事業の必要を感じ、四月二十一日總會を開いて、規約宣言の改正を議し、労働部、婦人參政權部、教育部、法律部其他の部を新設することとなつた。而して新綱領として左の條を擧げた。

- 一、新社會の建設
- 二、女子労働組合運動の促進
- 三、消費組合運動の促進
- 四、労働婦人啓蒙運動
- 五、婦人政治運動

そして左記事項の實行を決した、

- 一、女子労働組合運動救済基金設定
- 二、會員募集
- 三、労働婦人向のパンフレット及リーフレット發行

四、婦人參政權獲得運動

而して女子労働組合運動促進の爲め、該救済金募集運動の第一着手として、「女子労働組合促進救済袋」を組合員に配布した。

『産兒制限研究會女子部の運動』——野田君子、久津見房子氏等の同會は「産兒制限研究」と題するパンフレットを配布した。而して同會の標語は

- 一、世界平和
- 二、婦人解放
- 三、母權確立
- 四、無産者解放

『友愛社の事業』——吉田和佐子、山名初子、高柳花枝氏等を中心として大阪市北區西野田に無産階級の消費組合運動をはじめた（消費組合「編中參照」）

『赤爛會の改稱』——同會は八日會と改稱、東京の職業婦人を糾合すべく佐々木茂子氏等が活動してゐる。

以上の外、各労働結合及び農民組合の婦人部は、夫等組合の運動と切り離すことが出来ないで、此處には略することにした。

第二 新團體の成立

其の中の主なるものを擧ぐれば、

『醒光婦人會』——岡部よし子、山内みよ子、森井歌子、榎文子氏等を中心として三月大阪に生れた。急進的無産婦人を糾合する計畫である。

『阪本眞琴氏等の新婦人團體計畫』——新婦人協會が昨年暮に婦人聯盟と代ると同時に、同聯盟を脱退した阪本眞琴氏は、西川文子、河本龜子氏等と共に新團體組織の計畫をはじめた。

『婦人協會』——婦人聯盟の理事であつた上村露子氏主唱の下に都下の女士を糾合して、婦人労働状態の改善を目標とする同會が五月東京に生れた。而して五月十三日神田區明治會館で發會式を擧げ、續いて兩性問題講演會を開いた。理事は上村氏の外、山根蘭子、深澤美恵子。

『婦人無産會』——五月、東京に於て中會根貞代、堺眞柄氏等によりて組織されんとし、「婦人無産者結合せよ」の宣傳ビラを印刷郵送せんとして、右印刷物全部を押收され、且つ兩人とも檢束された。其後の經過は不明である。

『職業婦人社』——奥うめを、千葉ちえ子、永井わか子、吉永文子、村上秀子、矢部初子氏等の發起で東京神田表神保町に同社を設け、六月一日より「職業婦人」と題する月刊雑誌を發刊することとなり、四月二十日には發會式を兼ねて第一回職業婦人茶話會を神田佛教會館に開いた。

第三 演說會・講演會

其の主なるものを擧ぐれば次の如くである。尙ほ労働爭議等に關聯して行はれた演說會等に辯士として婦人の出演した場合等は此處には擧げることにした。而して此處には婦人を主とし（成るべく婦人團體の主催した）ものゝみを擧げる。

醒光婦人會の婦人解放演說會—二月十八日、大阪天王寺公會堂、岡

部よし子、今吉靜子、荻郁子、佐藤愛子、加藤靜子、佐藤竹代、山内みな子氏外女給、タイピスト十數名出演

解放運動社の無産婦人解放演說會—三月四日、大阪天王寺公會堂、佐藤愛子、荻郁子、森井歌子氏等登壇

國際婦人デー講演會—三月八日、種蒔き社後援にて東京神田青年會館に、矢部初子、金子ひろ子出演、聽衆中に混つてゐた赤化防止團の妨害によつて混亂状態に入り四十分にて解散を命ぜられた。

覺醒婦人會の演說會—四月二十九日、神戸市下山手青年會館、織田やす子、長谷川初音、賀川春子、錦織くら子、林てる子、山内みな子氏等出演

第六章 水平運動

第一 水平社

昨年末三百餘であつた各地水平社は本年中に二千餘となり、社員數百萬に達した。其中奈良縣最も多く、京都、大阪、兵庫、和歌山、三重、岡山、群馬、東京の順である。全四國、九州北部、廣島、山口、島根等は凡べて本年の開拓で、九州南部、北陸等はまだ手が届かぬといふ。

三月京都の大會で決議した少女少女社の設立は、奈良縣を初めとして約二百社に達し、中三分の一は少女水平社が占めてゐる。

差別的言辭や行動から糾弾した件數は二萬餘件に達し、其

大部分は小學校内に於ける差別事件であつた。一年間に開いた演説會四百二十餘回。今、左に主な運動の經過を略述しやう。

1 大會

本年中開催されたものを擧ぐれば、

三重縣一志郡聯合大會—二月十一日、同郡中原村公會堂

第二回全國大會—三月三日、京都市公會堂

關東大會—三月二十三日、群馬縣太田町電氣館

神戸大會—四月三日、神戸湊川勸業館

九州大會—五月一日、福岡市第一公會堂

右の中第二回全國大會の經過を記さう。

『第二回全國水平社大會』—三月二日、京都市公會堂に於て總會委員會開催、議案六十二件中全國青少年代表者會設立の件を満場一致可決し、普選案は水平社同人に何等の利益なしとて満場一致否決した。

第二日の三月三日は雨の降る陰慘な日であつたが、來會者三萬、これより先き京都驛前に分宿した各府縣の代表者三千餘名は早朝京都館前に集合し、各團體毎に竹槍の荆冠旗を押立て、十數町の示威行列を作り、水平歌を高唱して烏丸通を東本願寺の阿彌陀堂に乘込み、更らに西本願寺に向ひ本堂を占領し、各代表者賽錢箱の上に立つて西本願寺を攻撃した。斯くて公會堂の大會に參列した。

大會に於ては、「軍隊に於ける差別撤廢につき陸海軍大臣に抗議する件」につき委員會を開いて左記抗議書を兩大臣に提出することに決

した。

抗議書

會て穢多の稱は廢されたるにも拘はらず陸海軍隊内における吾等特殊部落民に對する虐殺的差別は今も存在してゐる、この結果は吾等の兄弟の胸裡に悲しむべき暗影を投げ與へてゐる、これ陸海軍當局の取締宜しきを得ざるによると認む我が水平社はこの差別待遇に對し極力抗議し陸海軍隊に訓示を與へることを要求す
次で綱領宣言を朗讀し左記決議をなした

決議

- 一、吾等に對し穢多及び特殊部落等の言行等を以て侮辱の意思を表示したる時は徹底的糺彈をなす
- 二、東西兩本願寺に對し募財拒絶の斷行を期す
- 三、政府その他一切の侮辱的改善策、恩惠的施設の根本的改善を促す

斯くて各地代表者數十名の演説に移り午後三時四十分閉會した。然るに麵麴商の一丁稚が會場外で差別的言辭を弄したと聞いた場内の者は一時に場外に殺到して其丁稚を袋叩きにしたが、之を制止せんとした四警官も同じく袋叩きに會つた。

大會の決議に基き差別撤廢の決議文を各大臣に提出すべく三月九日東京驛着で、大會代表者平野小劍氏は中央執行委員栗須七郎と共に上京、各大臣を歴訪した。

これを機として十一月午後五時半より同愛會長有馬頼寧氏、佐々木侯、星島、上司、田淵、南等の各代議士が華族會館に平野、栗須兩氏を請じて懇談したが、席上の間違より田淵豊吉氏は南鼎三氏に殴打さ

る。騒ぎを演じた。

大阪では三月二十八日、該大會報告演說會が天王寺公會堂で催され、二千餘名の來會者を見た。

2 差別撤廢運動

差別撤廢運動は水平運動の主眼であるが、差別的言辭又は行動に對し糺弾した件數は已に述ぶるが如く二萬餘件に達したが、其中にあつて之れを因として生じた紛議の中著しいものを擧ぐれば左の二件である。

『奈良縣に於ける水平社對國粹會騷擾事件』——三月十七日午前奈良縣磯城郡川西村から同郡大福村へ嫁入る一行を同郡都村字八尾の森田吉松が侮蔑的態度を示したことを一行が認め、水平社員五十餘名は森田方に赴き謝罪せよと談判を試みたが、吉松は其誤解なるを辯じた。しかし水平社員は飽まで謝罪を要求して事面倒になつた。之を聞いた八尾の國粹會大和支部員村上常造が仲裁に入つたけれども水平社側は詮證文一札を入るべきことを主張して下らなかつた。之の報を得た大裏田原本分署長も仲裁に入つたが事件は益紛糾して遂に破裂を見るに至つた。

事件の破裂を見るや水平社側は鐘太鼓を亂打して急を告げ丹波市、櫛木方面より應援隊を迎へて村内の寺院に本部を置いた。國粹會側も各方面の應援を得て都村八尾の鎮守の社に集合して相對峙することゝ成つた。かくて十八日午前近藤保安課長、奈良署長以下各署からの警官隊三百名は警戒に當つたが、午前十一時水平社側六百名、國粹會側四百名は遂に都村大字鍵ヶ辻附近で衝突するに至つた。こ

れより先大裏田原本分署長は鎮撫の爲め現場に赴いたが、水平社員の爲めに帶劔帽子等を剝奪され、帽子は取戻したるも劔は其まゝ押収された。右の衝突によつて双方二三の負傷者を生じた。午後は双方とも續々應援隊を得て、夜は雨中に篝火をたいて徹宵警戒した。縣會議員水原民三氏及び僧侶團護國團が仲裁に入つたが、双方とも之に應じなかつた。

十九日には水平社側は全國の水平社に應援依頼の電報を發し京都聯合本部より駒井柚原の兩氏驅け付け午後一時より教願寺で大會を開き、其結果女子供は悉く避難せしめて戦ふこととなり、決死隊を募つた所、忽ち百數十名以上の申込者を得た。國粹會側でも之に對して千餘名が本部に集合戦備を整へた。やがて六百名の水平社員は出動を開始し、國粹會側の立籠つた八尾を進撃すべく寺川大橋まで繰出したが、國粹會側も進出し、同橋を挟んで鐵砲を放ち互ひに突撃を爲し形勢刻々危険に陥つた。茲に於て同日午後三時清水縣警察部長は縣下各署の非常動員を命ずると共に、大阪府に警官二百名の派遣を乞ふた。一方丸茂知事は奈良憲兵分隊へ交渉の結果、同分隊より分隊長以下部員等急行することゝ成つた。斯くて双方の對戦二十分に及んだが彈丸を打ち盡して四時二十分水平社側は引揚げんとし、國粹會側は之を追はんとしたが警官隊に阻止された。斯くて双方とも其本部に引揚げた。

然るに午後五時清水縣警察部長は辭表を懷にして先づ國粹會側を訪ひて、軍隊出動前に引揚げんことを説諭した。かくて國粹會側は午後六時全く解散することゝ成つたが、水平社側は同警察部長の訓示によつて漸く納得し午後八時全く武装を解いて解散した。

二十日午後三時双方より代表三名宛を出し清水警察部長立會の上、
唐古巡查派出所に相會し、約一時間に渉る交渉の結果、無條件にて
一切を同警察部長に一任することとなり四時會見を終つた。

而して森田吉松の差出した謝罪狀は左の通りであつた。

私儀不用意にも差別的容姿をなしそれが因になりかゝる騷擾を醸
したるは不都合につき此段謝罪仕候

三月二十日

森田 吉松

南田勝次郎殿

然るに同日午後三時、南田は警察部長を訪うて「これを見て先方の
誠意はよく判りましたからお返へします、何卒森田へ即時御返し
下さい」と申し出た。其所で森田を呼び出して其意を傳へ謝罪狀を同
人に返戻した。然し其後に至り水平社國粹會双方に渉り該騷擾に關
する檢舉者を多數に生じ、其中起訴を見、奈良地方裁判所の公判に
移されたが、十二月廿五日に至り左の如き言渡しがあつた。

水平社側

一年三箇月

駒井 喜作

一年三箇月

泉野利喜藏

一箇年

松本松太郎

八箇月

菅野留次郎

六箇月

美並彦四郎

八箇月

川崎 平吉

六箇月

森島駒次郎

一箇年

佐淺 長八

六箇月

南岡 重治

十箇月

中村 福麿

六箇月

池田 吉作

六箇月

本田 伊八

六箇月

中田 和雄

八箇月

東浦宇三郎

六箇月

井上 庄藏

六箇月

小松宋太郎

六箇月(三年間執行猶豫)

梅津 米藏

六箇月

寺澤久太郎

六箇月

高間常次郎

六箇月

松島傳三郎

六箇月

石田平市郎

六箇月

宗川勘四郎

六箇月

四辻良之助

六箇月

池田安太郎

六箇月

藤山 徳松

罰金卅圓

山本伊太郎

同

川村八郎兵衛

同

東川 徳松

同

吉村 繁好

同

奥田米次郎

同

奥田興次郎

同

松村清太郎

同

中西 忠一

同 石田橋治郎
同 村井 松藏

國粹會側

無罪 中西 常藏

八箇月 吉村 音松

六箇月 松田 福松

八箇月 上田 藤吉

八箇月 太田 萬吉

六箇月 石川安太郎

六箇月 本野 爲吉

六箇月 宮田由太郎

六箇月 増田三之助

罰金卅圓 森本榮治郎

同 藤田 橋吉

同 飯田 肩藏

『一萬枚の謝罪文要求』——三月十日京都市新寺町市姫下の某女が水平社同人に對し失言したことから紛議を生じ、水平社同人は某女に對し一萬枚の謝罪文を京都市内に撒布すべく要求して譲らぬので、七條署長が調停に立つた。

第二 新團體の成立

水平運動に關する新團體の成立せるもの左の如くである。

水平同胞會——木本凡洋氏の主唱にて、大阪を中心とする團體、水平運動を最もよく理解した部落民以外の人々のみで組織するが、優

第一編 社會主義的運動

越感を把持しゐるか否かの心理考査をした上で社員とする。而して水平社と握手して運動して行かうとする主張である。

水平社青年同盟會——水平社奈良支部木村重太郎氏の發起で全國水平社同人中の三十歳以下の者を以て同同盟會を組織することゝ成つた。

同人俱樂部——同愛會大阪支部長青木伸彦氏及び大阪市民館長等發起の下に組織、水平社と一般人との連絡を固る爲め毎月十日例會を開くこととし、明年一月より宣傳ビラを撒布して氣勢を揚げるといふ成つた。

第七章 朝鮮に於ける運動

朝鮮に於ける運動は殆んど其真相を知るに苦しむものがある。故に此處には僅かに得たる材料を、分類することなく、月日順に列挙しやうと思ふ。勿論中には實際に於て革新運動とは全然無關係のものもあり得るかも知れぬが、今は知り得たる範圍に於てしかく認めたるものを擧ぐることにしたのである。

鮮文雜誌「新生活」の發行停止と公判——同誌は昨年三月出版規則に依りて創刊し同年九月に至り新聞紙法に依りて發行するに至つたが、創刊以來屢々發賣禁止の行政處分を受け、第十一號は遂に起訴された。其公判は本年一年九月に辯論終結を見たが、第十二號以下第十六號まで續刊し、しかも第十五號を除く外全部發賣禁止となつた。かくて該誌は一月八日附を以て遂に發行停止を命ぜらる

るに至つた。

而して第十一號に係る筆禍事件は一月十六日判決言渡しがあつた。被告等は『新生活』に於て露西亞革命を讚美して我邦の制度を極力誹謗し紳士閥を倒して共産主義を樹立すべしと云ふが如き過激なる言論を記載したるは朝憲を紊亂するものである」とて、朴熙道（懲役二年六箇月）、金明植（同二年）、辛日鎔、兪鎮熙（同一年六箇月）、李時雨（同二年六箇月）、金思民（同二年）の判決を見た。

私立學校鮮人教師と不穩唱歌―三月一日の所謂獨立騷擾記念日に際し、元山上洞所在私立培成學校鮮人教師某が受持教室の黑板に不穩唱歌を書き付け、それを四千餘名の學生に高唱せしめたといふ。廉で、該教師外數名は引致され嚴重な取調べを受けたと傳へられた。

京城に於ける不穩文の撒布―六月上旬、京城府内各所に謄寫版刷の不穩文書を多數に撒布したものがあつた。

間島鮮人の逮捕―七月四日の大阪毎日間島特電は左の如く報じてゐる。

四日未明我が領事警察は大活動を開始し過激共産黨の鮮人廿四名を一網打盡に引致し爆彈一個その他多數の宣傳書その外有名なる書類を押収した。彼等一味は來る八日を期し大行動を開始せんとして私立中學東洋學院を中心として寧古塔から潜入した赤軍員で、爆彈六個を携帯し各此一味の鮮人は之に呼應し破壊運動を決行せんとしたもので爆彈は目下搜索中である。東洋學院の經營者である東亞日報社長金某はその幹部であつて北鮮に赴いてゐた

のが四日逮捕された筈である。東洋學院は表面は學校を裝うてゐるが實は陰謀所であつて學生も露領から來たものが多く過激なる言動は一般から注目されてゐた。先に不穩の行動を以て一應退去を命ぜられた三名の鮮人も引致されたが四日未明家宅搜索を行つた。

學生講演會の解散―七月十日大邱の新聞朝陽館に開催された同會は、不穩の言辭ありとの廉で解散を命ぜられた。

鮮内主義者取締に關する總督府の發表―七月十六日京城發電は左の如く報じてゐる。

十三日の閣議で赤池警視總監から共産主義者の情勢を報告した結果閣議は之を絶滅するため將來具體的方法をとることに決定したのに對し朝鮮警務當局では此内地の傾向に従ひ鮮内主義者に對し嚴重な取締りをなすこととなつた旨十六日總督府當局から發表した。

釜山埠頭の不穩文―七月二十二日、釜山第一棧橋附近に「全國の無産階級に檄す、支配階級の斷末魔、エム・エル會」といふ標題の過激宣傳文數葉飛散せるを發見した。

無産者同志會の組織―舊馬山鮮人青年間に、七月頃組織された。

婦人問題講演會の差止―八月八日夜、京城鍾路中央基督教青年會館に開催さるゝ筈であつた同會は「來つて聴けよ！ 叫ぶ女性の叛逆の聲を！ 而して無形の鐵鎖を切り離せよ！」といふ冒頭の宣傳ビラの故に中止命令を受けた。

ソウル青年會の講演會計畫―内地留學鮮人學生の暑中休暇を利用して京城に講演會を開き、布施辰治、北原龍雄兩氏の承認を得たと

傳へられた。

京城女子苦學生相助會主催講演會—八月二十日、鍾路青年會館にて、

妓生の赤化宣傳—京城府内光明門通りの妓生某(一九)が主義者と情交あり赤化宣傳を爲すとて注意されてゐる。

不穩文書密造に係る檢舉—九月二日の國際青年デーに際し全鮮の小作人相助會に宛て、不穩文書(謄寫版刷)を發送せんとしてゐたソウル青年會及び土曜會の幹部十四名は檢舉され、出版法違反で取調べを受けた。然るに内五名は釋放されたが、他は檢事局へ送られた。

危險思想宣傳—平壤の朝鮮勞動同盟會常務委員七名及び平壤洋鐵職工組合幹部八名は危險思想宣傳の罪で平壤署に拘引され取調べを受けて居たが、十月十五日に至り三名は制令違反罪で押送され、他は釋放された。

高麗共產黨の示威飛行—十二月十日咸鏡北道西水羅警察署よりの電報によれば、國境警備の警官隊が警戒中、高麗共產黨の記號を附した飛行機一臺が豆滿江對岸アジミに飛來したのを目撃したと、

第八章 臺灣に於ける運動

臺灣に於けるそれは朝鮮のそれと劣らず内容極めて不明であつて、捕捉することが出来ない。これ本島には元來斯種運動の有せざるが爲めか、或は報道の自由を缺く爲めか、それすらなほ判明しない有様である。今、左に僅かに獲たる資料

によつて、二三重要な事情を記述しやう。

臺北文化協會の不穩文書事件—同事件の内容を知るの自由を有しないが、四月に入つて擴大し關係者の取調べが嚴になつたと報ぜられた。

社會問題研究會の發會と出版規則違反—連溫郷、蔣渭水、謝文達、石煥長等數名の發起の下に同會を組織し、仍事務所を臺北市永樂町五ノ二八七番地に置き、七月二十三日趣旨綱領規定を印刷して臺北市内に配布し尙ほ全島に發送したので、直ちに臺灣出版規則違反として起訴さるゝに至つた。

臺北青年會の禁止—在臺北本島人青年が集まりて臺北青年會を組織し、八月十二日夜、同市港町臺北青年會館に於て發會式舉行の豫定であつたが、同日午前、同會は治安警察法第八條第二項に依り禁止を命ぜられた。

東京臺灣青年會主催文化講演會—八月十八九兩日、臺北港町青年會館に開催、第二日目は中止の後解散を命ぜられた。

* * * * *

以上各章に涉つて叙述した以外に、なほ各種の事項がある。然しながら我國社會主義運動の本流より見來る時は、何れも傍流の觀がある。故に夫等については一々記述するの煩を避けたのである。

唯だ一つ注意すべき事項は『赤化運動』であるが、これは世の中に報道されてゐるものが何の點まで信憑し得らるゝか極めて大きな疑問である。故に此處には一切それに觸れぬこ

とにしたことを諒して欲しい。

第九章 社會主義的運動の取締

及對策

社會主義的運動に對する取締及びその對策は全く秘密裡に包藏せられて之を窺ふことが出来ない。蓋し之に對する當局の方針にも亦十分確定したものが無くて、事の起るに隨つて之が臨機に處するといふ有様であることにもよるのであらうか。唯だ例の過激運動取締法案に於て僅かに當局の確定方針を認め得るものであるが、これは已に昨年の議會に於て握り潰しに遭遇し、其後本年の議會に提出せらるゝや否やに就き可成り問題となつたが、結局遂に提出を見合して終つたのである。然しながら政府當局はなほ該案に未練を有し、これに手を入れて來るべき議會に提案せんとする意嚮が傳へられてゐる。

以上の如くであつて、當局の此の方面に對する取締方針は其具體的統一的方針を缺ける觀がある。故に本章には、時に隨つて行はれた取締の表現中主なるものを選んで、之を列記することを以て満足せねばならぬ状態にある。

内務省警保局の新聞雜誌檢閲標準一定の噂―石原圖書課長の手にて發賣禁止の先例々規を作成し、同局の事務打合はせ會にて審議しつゝありと一月中傳へられた。

學生間に於ける新思想團體の行動調査―警視廳は帝大の新人會、早大の建設者同盟の如き團體に對し、其行動及び實狀の調査を開始したと、三月頃傳へられた。

長野縣の黒表作成―三月

外務省上田書記官のリガ赴任―三月、歐洲方面より入露する主義者其他の連中の行動監視の爲めと稱せられる。

ヨツフェ氏の來朝と取締―同氏の來朝に就き政府は主義者の行動及び之が國民に與ふる思想的影響に對し深甚の注意を拂ひ十分の取締を行ふと傳へられた。

共產主義の露語雜誌の差押へ―五月九日横濱に着した丸善書店への書籍中共産主義の露文雜誌百部混入せるを發見し之を差押へると共に、爾後の輸入刊行物に對する検査を嚴重にした。

地方長官會議に於ける警保局長の説明―六月三十一日同會議最終日に於て後藤警保局長は社會主義者の取締、思想界の現狀及び之に對する當局の方針等に關し一時間半に涉つて説明する所があつたが、秘密會であつたので、其の内容は一切不明である。

建設者同盟、農民運動社等の家宅搜索―六月二十三日警視廳特高課は拂曉、建設者同盟、農民運動社、出版従業員組合、南葛労働組合を襲ひ、家宅搜索の上、パンフレット及び三種の宣傳ビラ數萬枚を押収した。これは九月二日の露西亞革命記念日の青年日の宣傳に對する取締であると云はれてゐる。

東京横濱に於ける過激思想の關係書籍の押収―六月二十三日神奈川縣警察部は縣下各署に命じて該種書籍の販賣店を取調べしめ、鎌倉町の教明社支店に於て六十餘冊を押収したが、東京に於ても同

日教明社本店及び正文堂から多数の押収をなした。

三重縣の警察犯處罰令改正——七月八日、同縣は該令第十一條第十一项の次に右の二項を追加した。

十二、猥ニ他人ヲ誘惑若シクハ煽動シ公安ヲ害スル虞アル運動

ヲ爲サシメ又ハ運動ヲ爲サシメントスルモノ

十三、紛議ニ交渉ノ際猥ニ多集連行シ若クハソノ勢ヲ助クルタ

メ集合シタルモノ

共產黨事件に關する檢舉——本編第三章參照

徳島縣の購書調べ——同縣警察部は六月各署に移牒し、同縣下に涉り在郷軍人、青年團員、勞働者等の購讀雜誌及び書籍の調査を命じた。

朝鮮總督府の移入新聞雜誌取締方針確定計畫——朝鮮以外の地にて發行されし新聞雜誌を朝鮮に輸入せんとする時は豫め警務當局の審査を受くべきものといふ方針を立てやうと調査中であると、六月中傳へられた。

朝鮮に於ける新聞紙取締法規改正——これも改正の爲め調査研究中である、六月中に報ぜられた。

京都府警察署長會議に於ける社會運動取締協議——六月三十日の同會議第二日目に秘密會にて同問題を協議した。

戦線同盟の檢舉——七月

黒旗同盟員注意さる——七月

愛知縣特高課の政談演說會場への警告文貼出し——同課にては今後政談演說會場に左の警告文を貼出すことに決したと、七月中報道された。

警 告

一、演說を靜肅に聴き取つて各自が冷靜に其の可否を判斷する事はお互ひの義務であります

一、會衆の妨害なる言を爲した時はそれのみで拘留又は科料に處せられます

一、警察官の制止、退場の命令に従はない時は禁錮又は罰金に處せられます

山口縣下の主義者取締——共產黨事件、高尾氏射殺事件に刺激されて同縣は一層其取締を嚴にすべき示達を發した。

大阪控訴院檢事長の勞働、思想、經濟に關する專任檢事の新任——八月神奈川縣の秘密出版物押収——八月、鎌倉町も教明社支店に於て又も

百七十餘點の押収を見た。

震災と主義者取締——震災に關聯し各種の流言蜚語の行はれたるに對し當局は主義者の行動を監視すると共に、其巨頭連を大部分拘束した。

京都に於ける國際無産者デー演說會の差止め——九月二日

支那政府に對する主義者取締交渉——芳澤駐支公使は外交部に對し日本共産主義者多数支那に入込み各地の支那同主義者と連絡機關の組織を企てつゝある形迹があるとて、之が嚴重取締方を依頼したので、十一月十三日外交部は各省長官に對し共產主義宣傳の嚴重取締を訓令した。

警視廳の黒表改正——震災後注意人物が増加したので、十一月十七日同廳は各署に、従業の刑事要視察人及び震災後新たに要視察人に編入すべき者に關し黒表作製を命じた。

警視廳の社會運動者取締方針改正—湯淺總監は白上官房主事を迎へて社會運動者取締上の從來の方針を一新することとなり、其の爲めに調査研究しつゝあると傳へられた、十二月。而して其方針として洩れたる所に依れば、

(一)從來取り來つた眞面目なる研究者も賣名若しくは所謂ブローカーの差別なく一律の危険扱を廢して之等の區別を鮮明にして賣名若しくはブローカーに屬する者を協力取締を行ふ事

(二)従つて之等の運動上にも取締上の手加減を加ふる事

(三)何れ位の點差取締の必要あるか其取締の點を研究する事
(四)取締に従事する署長は方針を改めて思想試験を重要科目として行ふ事

(五)而して署長は第一線上に飛躍して少くとも重なる運動者主義者等と親しく面接し其思想に深き諒解をする事の五箇條であるといふ。因に白上氏は千葉縣内務部長として野田營油爭議を解決した手腕家で湯淺總監に見込まれて警視廳に轉任した人である。

虎の門外不敬事件と御警衛方針逆轉—十二月末に突發した該事件により警視廳は緊急會議を開き御警衛方針を以前に逆戻りさせ、黒表人を悉く檢束することと決定したと傳へられた。

第十章 社會主義的運動に關する裁判事件

る裁判事件

全国各地に主義者に關する警察犯處罰令の執行又は裁判事

件が報ぜられてゐるが、其中には針小棒大の報道が少くない、又中には單に主義者と僭稱し、もしくは主義者と誤認して取扱つてゐるものも少くないのである。例へば前年來頻々として傳へられた不穩文書事件の如き、單に奇を好む輩によつて徒らに狂激の文句を列ねたるものを目して直ちに社會主義者、もしくは無政府主義者の所爲と目做したる場合の甚だ少くなかつたのに接するのである。故に此處には其の中の最も主なるものゝみを選んで、其要を摘記するに止め様と思ふ。

第一 筆禍事件

『荒畑寒村氏新聞紙法違反事件』——同事件については己に本年鑑十二年版に記した通りであるが、一月二十五日東京區裁判所に於て罰金七十圓の判決言渡があつた。之に對し被告より控訴中の所、五月九日東京地方裁判所は荒畑氏日下露國に逃走中の爲め缺席の儘、控訴理由なきものとして之を棄却した。

『關猛郎氏朝憲紊亂事件』——大阪市南區天王寺大道共產社發行の勞農新聞創刊號に於て朝憲紊亂として起訴された同新聞社長關猛郎氏は元警察部といふことで注意を惹いてゐたが、五月十七日大阪區裁判所に於て公判開廷、同月二十二日、發行者編輯者及び印刷者として各禁錮一箇月罰金二十四圓の判決を言渡された。

第二 不穩文書事件

『曉民共產黨事件』——同事件については己に本年鑑十二年版に其の概要を記したが、それは東京地方裁判所の判決に對し檢事被告兩側より控訴となり、其公判は延期に延期を重ねてゐたが、三月二十四

日に至り東京控訴院に開廷を見た。そして四月十四日左の判決があつた。

禁錮八箇月(未決拘留八十日通算)高津正道、同八箇月(未決拘留九十日通算)中曾根源和、川崎悦行、山上正義、禁錮八箇月罰金五十圓近藤榮藏、禁錮八箇月平田晋策、小野健次郎、高瀬清、罰金三十圓浦田武男、寺田鼎(無罪)武良二、藤岡淳吉、堺真柄、中曾根貞代、大島義清、荒井淳一郎、高津たよ

有罪を言渡された被告の中、平田、中曾根源和、山上、高瀬の四名は服罪し、其他は直ちに上告し、無罪となりしものは検事より上告された。かくて大審院は七月十二日に至り左の判決を下した。

上告棄却、更に出版法違反にて懲役十箇月 近藤榮藏

上告棄却、更に出版法違反にて懲役各七箇月 高津正道、小野健

次郎、浦田武男、寺田鼎

上告棄却、更に出版法違反にて懲役各四箇月 武良二、藤岡淳吉、

堺真柄、中曾根貞代、大島義清、荒井淳一郎

かくて逃走行方不明中の高津、近藤二氏、病氣にて收容延期となりし川崎氏を除き他は皆、七月十六日市ヶ谷刑務所に收容された。

『大阪商生不穩文書事件』——大正十一年夏、不穩文書により朝憲案

亂として大阪地方裁判所に於て同年十二月末判決された元大阪高等商業學校生森本武(懲役八箇月)と同人従弟中島一史(懲役四箇月)とは、大阪控訴院に控訴中であつたが、該控訴院は一月十一日森本には控訴棄却、中島には禁錮三箇月の判決言渡があつた。

『甲府に於ける不穩文書事件』——大正十一年九月甲府地方裁判所に於て懲役三箇月乃至十箇月の言渡を受けて上告中であつた高田一太

郎外四名に係る不穩文書事件は、三月十七日に至り、大審院に於て上告棄却となり、翌十八日甲府刑務所に收監された。

『第三十五聯隊に於ける不穩文書撤布事件』——七月四日より三週間陸軍補助看護卒として歩兵第三十五聯隊に入隊し衛生隊演習終了して除隊に間もなき時、其の營中の看護卒末友正喜、中島安太郎の兩名が不穩文書を同僚に交附したといふので大事件突發の如くに傳へられ、連累者の家宅搜索を行ひ大騒ぎを演じたが、取調の結果、其内容は八月十六日終結した豫審の決定書の如くであつて、第九師團軍法會議の公判に附せらるゝことゝ成つた。該豫審決定書の大意は左の如くである。

陸軍補助看護卒

末友 正喜(二十五)

右被告は大正十二年七月四日勤務演習の爲め金澤歩兵第三十五聯隊第五中隊に召集中普選歌革命歌と題する宣傳を作製して之が撤布方を中島安太郎に依頼し七月十五日夕同中隊に召集中なる同僚に交附しました。同月十七日金澤衛戍病院娯樂室で撤布した、尙該文書出版に當り内務省に適當の手續をなさず右文書發行者及び印刷者の氏名住所並に發行の年月日を記載せず尙七月十七日發賣禁止中の勞農新聞外二部を撤布した。

同上

中島安太郎(二十五)

右被告は勤務演習として金澤歩兵第三十五聯隊第二中隊に召集前七月十五日被告末友正喜より普選歌と革命歌と題する不穩宣傳ビラ及發賣禁止中の勞農新聞外二部撤布方の依頼を受け更に七月十五六日金澤衛戍病院並に召集中の看護卒に、また所屬中隊で多數の同僚に之を配布した。

而して右に關する軍法會議は八月三十日開延されたが其の結果は不明である。

第二編 反社會主義的運動 (國粹運動)

社會主義的運動が假令多面的には餘りに振はぬ狀況にあつたとはいへ、其の國民に對する滲透性には侮るべからざる僭勢力があることは否むことの出來ぬ事實である。一方で斯かる勢にあるに對してこれに對する反動的勢力も亦漸く其勢を増して來ることは當然の數である。殊に伊吉利に於けるフアチストの運動が其效を收めた報は一層此の反應的勢力に多大の刺激を與ふるものがあつた。斯くて本年は此の反社會主義的團體及び個人の運動は最も著しく我國の社會を動かした二個の出來事であつたと云ひ得るのである。

第一章 既成團體の運動

第一 國粹會

1 内部組織に關する事項

同會の本部支部等に於ける内部の組織に關し異動を生じた事項の主なるものを月順に記述すれば次の如くである。

岐阜縣本部設立一週年祝賀會と新會長―同本部は一月十八日設立一

週年祝賀會を岐阜劇場に開會、前會長鹿子木氏物故以來會に缺員中の所田中舍身氏を新會長に推した。

岡山縣本部の分裂騒ぎ―理事川口魁氏は市長選舉のことに關して他の理事の行動に憤慨し、二月二十三日突如脱退届を出し、自己直屬の配で二百四十二名を結束して別派を組織すべく、資金千七百圓を積立て三十餘名の決死隊を作つて其組織準備に着手した。依て他の理事も大いに驚いて其調停に立つたが、其後の經過は不明である。

關東大會―四月十日上野精養軒に春季大會を開いた。幹事長其他の役員改選を行つたが、參會者佐藤總長はじめ二百餘名。其席上、舊幹事梅澤、衛氏が少しの間違から新副幹事金井米吉氏から横面を張られるといふ椿事を出來させたが、大した事もなく納まつた。改選後の役員は

幹事長 萩野 文治

副幹事長 金井 米吉 鈴木榮次郎

朝鮮本部の改造問題―同問題につき東京より出張した中安、吉井兩氏は朝鮮本部牧山副會長と交渉してゐたが、八月十五日に至り總本部の牧山副會長以下幹部全體に對する辭表提出勸告に對し、牧山氏は斷然拒絕の回答を發し交渉斷絶するに至つた。しかし同夜深更に至り牧山氏等連袂辭職を發表したので一先づ解決を見ることが出来た。

朝鮮本部長斬らる―同會長渡邊貞一郎氏は九月十四日往來にて四名の者に襲はれ數箇所を斬られて昏倒したが、蘇生した。犯人は元朝鮮本部幹事長分島修二郎以下四名であつた。

關東本部總長佐藤鋼次郎氏の計九月九日千葉磯濱町にて永眠したが、總長後繼者については種々の説があつて決しなかつた。仙波太郎中將や、長岡外史將軍や三浦觀樹將軍の噂聲が高かつたが、何れとも決定を見なかつた。總長歿後の事務は次長木田少將が見てゐる。

國粹會總裁推戴式―大日本國粹會總裁として大木遠吉伯を推戴することゝ成り、十二月二日大阪ホテルで推戴式を挙げた。之に對し關東側は認めぬと云つてゐる。

2 支部發會

國粹會は全國到る所に發展して、盛んに其支部建設を爲してゐるが、今、其中主なるものを擧ぐれば、

鳥取縣本部發會―十一月二十二日、鳥取市戎座劇場

伊賀支部發會―三月四日、伊賀上野公園

鳥根縣本部發會―三月二十三日、松江市松江座

大分縣別府支部發會―四月三十日、別府なの字館

長野縣支部發會―五月十日、松本市開明座

奈良縣添上郡支部發會―五月十日、同郡帶解村にて

鳥取縣境港支部發會―五月十日、境町幸座

岡山縣都窪郡支部發會―五月十四日、倉敷町河知神社

奈良縣南葛城郡支部發會―五月十九日、御所町壽座

岡山縣兒島郡支部發會―六月二十四日、日比町玉姫座

岐阜縣西濃支部發會―七月八日、大垣市日吉座

大阪府北河内郡支部發會―七月二十二日、枚方町小學校

桐生支部發會―七月二十九日、桐生市桐生座

四日市支部發會―十一月三日、同市諏訪公園

發會式を挙げたものは以上の如きものが其主なるものであつたが、發起人會又は創立總會等を開きて發會の準備をなせるものを擧ぐれば、

群馬縣山田新田邑樂三郡聯合會、埼玉支部、福井支部、長野縣上伊那支部、松山支部、金澤支部、長野縣上田支部、富山縣本部

3 雜

同會の運動及び事業に關する雜件の大正十二年中に於ける主なるものを擧ぐれば次の如きものがあつた。

積善銀行破綻整理と國粹會京都支部―同行破綻以來、同支部は預金者の爲めに活動してゐたが、重役の整理に處する誠意がないといふので、一月十六日膝詰談判の決議をした。

對大和民勞會事件―一月二日曉、東京府下日暮里なる國粹會幹事金井米吉氏方へ大和民勞會幹事高橋金次郎氏の乾兒三十餘名が兇器を携へて亂入し十餘名の重傷者を生じた。これは所謂繩張り争ひの結果であるといふことである。之に對し國粹會關東本部では金井方へ見舞に行くといふ口實で約四百名の會員を集め三日曉二時頃本部を出發したので警戒中の警官隊は新橋附近で之を阻止したが、其隙に約六十名は警戒線を突破して淺草橋に殺倒した所を同所を警戒中の警官隊に阻められ解散させられた。此の事を聞知した大和民勞會側では市内一萬五千の會員に飛檄したので、同夜には下谷下根岸の民勞會本部には約二百名の會員が集合し兇器を携へて警戒をなすに至つた。此處に於て所轄署は同所に出張説諭

の上兇器を押収し解散させたが、四日朝には又もや三十餘名の會員が集まり酒杯を擧げて勢を添つてゐるので警戒を嚴にした。一方國粹會側では全国の會員三十萬人に頭末の急報をし各支部長の上京を促した。斯かる間に其筋の檢舉行はれ、双方より約二十一名の檢擧を見、何れも傷害決闘罪として收監さるゝに至つた。此の様に於て兩者の確執漸く急ならんとするので、調停者其間に斡旋し、民勞會側からは今後淺草區内では賭博をせぬ條件を出した爲め年末國粹會の民勞會に對する疑惑も一掃され、一月十三日、日比谷大神宮で和解の式を擧げることゝ成つた。

國粹會上州支部員の賭博事件—一月十五日同支部相談役某等が賭博の現行を檢擧され問題を起した。

力士會分離旗上げと國粹會關東本部—東京角力協會の力士が幹部の處置に憤慨し一月場所を前に分離して府下三河島に旗上げをしたことに對し、關東本部では一月十七日夕、協會と分離團とを訪問、「親分乾兒の間柄は昔から頗る情誼を尊ぶもの、然るに今度の力士團の行爲は不都合である、力士團が分離して旗上げをしても、國粹會は各支部所在地に於ては斷じて興行させぬ」といふ意味の通告をした。

飛彈川西村日本電力工事場の紛議と國粹會—同工事場にて工事請負のことより佐藤組と大林組との間に鬨闘を生じ双方の土方一千餘名が一月十九日以来對峙して形勢不穩であつたが、國粹會にてはその間に仲裁し二十一日解決を見た。

澤田合金爭議批判演說會に於ける暴行國粹會員公判—同暴行事件は昨年按本年鑑(四五頁)に記述したが、それに対する公判は一月十

九日京都地方裁判所に開延された。而して二月二日左の判決言渡があつた。

懲役八箇月岡本多三郎、同四箇月春木幸太郎、同上川北寅之助、同上牧野和三郎、同二箇月土井留次

鳥取市の糞尿波取代引下げ問題と國粹會—同問題について農家と市民との間に紛議を生じたが、國粹會員の調停によつて二月四日解決を見た。

八王子市に於ける國粹會員と他の一派との賭場繩張争ひ—二月斯かる問題を起した。

鳥取市の市村合併問題と國粹會—桑富村民は合併に反對して問題を起したが、三月國粹會鳥取支部は其間調停に立つことゝ成つた。

奈良縣八木町に於ける水平社國粹會の喧嘩—三月三日同町戎座劇場に於ける兩會員の衝突より一問題を惹起した。

奈良縣磯城郡都村八尾に於ける水平社國粹會の衝突—これに就いては前編第六章第一二中に記述してある。

岡田熊本縣知事に對する九州國粹會の憤慨—五月十一日の各新聞に記された群衆小作爭議に關する同知事の言が國粹會の事に觸れたといふので國粹會では憤つて、會の立場を明らかにすると意氣捲いた。

滋賀縣八幡町に於ける國粹デー—五月二十七日同町公會堂に開催米村赤化防止團長と國粹會—高尾十兵衛射殺事件(前編第三章參照)に關し收監されし米村氏の留守宅へ國粹會關東本部は二百圓と慰問文とを送つた。

震災と國粹會關東本部—木田少將を震災臨時委員長、梅津相談役を

副委員長とし、各親分隊長となつて二十の實行隊を組織、東京及び横濱に無料宿泊、人夫供給、交通整理、焼跡整理、衣類救恤及び死體片付、糞尿處置に當つた。

第二 大和民勞會

同會の大正十二年中に於ける動靜を要約すれば、

國粹會との確執―一月前節に記述

東北總支部發會―四月二十一日、仙臺市仙臺座

同總支部鹽釜支部發會―六月六日、鹽釜町千鹽館

大和民勞會解散―震災の混亂に乗じ一部會員が暴行を敢てした事

實暴露したので、其善後策に腐心してゐたが、十月二十一日會長

河合徳三郎氏方に開かれた幹部會にて略解散の事に決定した。

新團體組織―舊大和民勞會の組織を改め、生徳會を作り、會頭に

中山輔親公、顧問に上杉愼吉氏等を置き十一月中旬發會式を舉

げることになつた。

第三 赤化防止團

同團の大正十二年中に於ける行動を要約すれば、左の如くである。

愛國デー―一月三日、愛國的文字を述べた宣傳ビラ十萬枚を自動車

にて市中に撒布すると共に、大型ビラを各辻々に貼付し、婦人隊

を組織してマークを賣らせた。今後大祭日には此の愛國デーを行

ふ計畫。

別働隊青年愛國黨の結黨―二月十一日、實際的政治運動に従ふ

第二編 反社會主義的運動

ヨツフェ入京と同團―勞農露國代表ヨツフェ氏の入京に對し反對の氣勢を擧げたものは同團であつた。而して其の反對運動としては、

後藤市長邸襲撃―二月四日、麻布櫻田町の市長邸を十五六名が襲撃し、玄關の硝子障子や衝立を破壊した。

後藤市長彈劾ビラ―同團は國士聯合會の名を以て、二月七日彈劾の宣傳ビラを市役所各課へ配布した。

同市長彈劾市民大會―二月七日、芝公園廣場へ開催の筈であつたが、警視廳は之を中止した。其處で同團員は午後市役所に

押かけ市長に面談せんとして果さなかつた。同市長の自動車を襲はんとす―二月十七日退院せんとする市長

の自動車を襲はんとして果さなかつた。メリクロフ氏との會見―後藤市長に公開狀を送つた前浦龍首

疵メリクロフ氏と、二月二十一日夜東京ステーションホテルにて會見、赤化思想撲滅につき今後提携を約す。

閑院宮殿下へ上書―日露協會總裁としての同宮殿下に三月十二日後藤氏彈劾の書を奉つた。

ヨツフェ氏不歡迎のビラ撒布―六月三日團員十一名は辨慶橋で該ビラを撒布し檢束された。

高尾平兵衛射殺事件―前編第三章中參照

後藤新平氏入閣反對―山本内閣の成立可能になり後藤氏入閣の噂専ら盛んであるので、同團は八月三十日三十餘名の團員を本部に集

めて左の檄文を内閣方面より知名の士に對し發送した。

皇室顛覆運動の首魁、日本革命の主謀者後藤新平の證據湮滅手

段たる入閣運動を拒絶せられんことを切望し且つ此確證は何時にても閣下に直接拜眉委細を盡すべきを全國の生命を賭し此處に進言す

然るに十一月六日夜、表町署員は赤坂區田町の同團假本部を家宅搜索の結果「後藤新一派〇〇」と題した八頁に渉るパンフレット數千冊を押収した。

大阪に於ける不穩ピラ撒布十一月二十五日自動車にて出入橋より信濃橋の間にて撒布し、該撒布者の居所を搜索した所多數のパンフレットを發見押入した。

後藤内相邸襲撃十二月二十七日午後四時半一臺の自動車に乗込んだ二十名の團員が内相邸に闖入暴行を働いた。

後藤内相邸に棺を十二月二十八日午後二時頃、一臺の荷物自動車にて白木の棺を同邸に運び、玄關に据えた。

後藤内相に辭職勸告十二月二十九日同團長米村嘉一郎氏外二名内相邸に赴き辭職辭符の勸告狀を突きつけた。

第四 大化會

同會の大正十二年中に於ける仕事としては、

大杉遺骨奪取事件十二月十六日に起つた同事情は前編第三章中に記述してある。

悪化兒童防止並に體育獎勵の講演―其の全國的遊説の第一聲を十二月十七日岐阜市劇場に開いた。

柔道道場開き―牛込加賀町に新築した同道場開きを十二月二十三日に行つた。それには勞働運動社、社會主義團體へも招待状を

出した。

第五 國風會

大日本主義の鼓吹を期して一昨年組織された同會は二百餘名の評議員に六百二十八名の名譽會員に三千餘人の會員とを有してゐるのに、其後捗々しき運動を爲さずして過ごしたが、いよく決起することゝ成つた。

顧問會議―昨年暮、華族會館にて、清浦樞相、平田内大臣、出羽海軍大將、澁澤子爵、上原參謀總長と同會々長海軍中將上泉德彌氏參集左の事業を開始することゝなつた。

社會組織の研究、人類相互間の融和特に地主小作人事業家勤勞者等の協調、貯金並に移民獎勵、會員の求めによる諸種の調査及び協議、圖書雜誌の刊行、講演會活動寫真會の開催、民衆娛樂の普及

發會式延期―二月十一日舉行の筈であつた發會式は伏見大宮殿下の薨去に依り延期

各地支部設置―其の運動に着手し、各地にそれが發會を見ることゝ成つた。

第六 皇道會

同名古屋支部は十一月二十四日名古屋市會議事堂に皇道主義秋季講演會を開いた。三室戸子爵、蜷川新氏等出演。

第二章 新團體の成立

大正十二年中成立を見た斯種團體の主なるものを擧ぐれば、左の如くである。

經綸學盟

國家軍事研究團

皇化俱樂部—四月二十日東京市築地精養軒にて發會、發起人は頭

山滿、内田良平、牛塚孝、小島七郎氏等にして、黒龍會城南莊、

憲政會院外團、鐵心會等の有志を以て組織

關士會—國家社會主義を標榜して東京に成立

福井國盛會—五月十九日福井市加賀屋座にて發會

原理日本軍—會社荒しのゴロ掃蕩を標榜

國防研究部—皇道義會本部にて組織、七月三十日明治神宮に奉告

祭執行

武士道青年同盟—十月發會、本部を名古屋市中區御器所町に置く、

急進愛國黨—大化會、經綸學盟、黒龍會、八社社、縱橫俱樂部、赤

化防止團の六團體が上杉愼吉、高島素之等を中心として、明年

一月中旬發會式舉行の豫定

右の中「經綸學盟」及び「國家軍事研究團」について其大要を記さう。

『經綸學盟』——上杉愼吉、高島素之氏相提携して同學盟を組織し、日本に於けるフラス・シヌチ運動を起すことと成つたのは一月の事である。

五月に至リヨツフェ氏來朝につき日露交驛會開催の舉あるや同學盟は交驛會側に對し中止勸説の爲め同十八日双方の會合懇談を遂げた

第二編 反社會主義的運動

が、到底一致を見ることが出来なかつた。

六月十日には浦鹽にて拘禁され其後釋放された加々美事務官の歡迎會を大化會と共同して東京本郷の燕樂軒で開いた。

『國民軍事研究團』——早大に於ける軍事研究團の發會式に際して起つた事件が動機となり、國家主義者は此處に左傾思想に對する明らかな態度を示すこととなつた。斯くて蜷川新氏の主張の下に國家主義鼓吹、軍事思想普及とを目標として新に國民軍事研究團を組織することと成り、六月二十日と七月五日其の相談會を開いた、斯くて七月三十日の明治天皇祭を期して芝公園に發會式を擧げた。同團には神州勞働會、大化會、極東社、赤化防止團等十五種の團體が加盟し、赤坂溜池の肥田理吉方を事務所、蜷川氏を副會長にした。會長は未定であるが、山川健次郎氏を推戴しやうとの議が纏つてゐる。

斯くて全国各地で軍事研究團の組織を見る様になつたが、廣島市の如きは軍人夫人を中心として婦人軍事研究團組織が八月頃計畫されてゐると報ぜられた。

今、左に問題となつた「早大軍事研究團の發會式とそれに伴ふ事件」について略述しやう。

早大軍事研究團發會式の紛擾——五月十日青柳同大學教授を團長とする同團は同大學大講堂で發會式を擧げた。白川陸軍次官、中島近衛師團長、石光第一師團長、古川海軍省教育局長、廣田軍令部參謀をはじめ、團員たる學生七十名參列、宣誓文の朗讀から式が始められたが、傍聴してゐた學生は盛んに之を妨害し、青柳教授の演説も、高田博士の演説も野次に葬られ、中島近衛師團長、白川

陸軍次官、石光第一師團長其他の祝辭には罵聲さへ浴びせ掛け
た。斯くて同團の一同が退席するや學生等は演壇を占領して軍閥
攻撃の演説會を開いた。

これは自由主義に立つ文化同盟の人々の畫策に成つたものである
との事であつて、これを機會に、軍事研究團との反目疾視が露骨
に現はれて、同大學内は混亂の渦を捲いた。而して自由主義に賛
する大山郁夫、片上伸、北澤新次郎、佐野學氏等の少壯教授は十四
日會合して「今次の軍事研究團は之を研究團體と認め得ず、軍國
思想宣傳に利用せらるゝ危険ある同團體の存在を希望せざる」旨
の決議を爲すに至つた。此處に於て十五日午後に至り軍事研究團
は遂に自ら解散をすることゝ成つた。然るに文化同盟側のこの舉
は其背後に高津正道一派の主義者が潜んでゐるとなし、縱横俱樂
部の一派は大山、北澤、佐野、猪俣の諸教授解職要求の聲を擧ぐる
に至つた。そして二十日には文化同盟も自ら解散することゝ成つ
た。しかし文化同盟、雄辯會に縱横俱樂部員との間には引續き衝
突が繰返されてゐたが、斯かる間に共産黨事件が勃發して、早稲
田大學の恩賜館内研究室臨檢問題を生じ、該軍事研究團の問題も
有耶無耶の間に消滅して仕舞つた。

第三編 協調主義的運動

協調主義的運動は前兩者の運動と比して華々しからざるこ
とは、其運動の性質上寧ろ當然であらうが、しかしそれは一時
程に大した期待を以て迎へられず、又大した熱心を以て行は

れざる傾のあることは否む譯に行かぬと思ふ。
今左に此方面に於ける大正十二年中の主な出來事を記述す
るであらう。

第一 協調會

其事業の主なるものは左の如くであつた。

1 東京本部

會館開館式及び社會政策資料展覽會—新會館の芝公園に成りしを
期し六月二十三日之を行ふ。

第七回社會政策講習會—十一月十一日より東京本所にて開會、講義
科目及講師左の如し。

社會政策論(河津暹)、勞働問題一斑(鹽澤昌貞)、近世産業史
(本位田祥男)、思想問題一斑(荻原擴)、勞働法制(吉野信次)、
産業福利施設及勞働委員會制度(永井亨)、勞働保險(森莊三
郎)、工場衛生(石原修)、産業能率(上野陽一)、純益分配(松
村光三)、産業組合(西垣恒矩)、社會事業大意(田子一民)、職業
紹介(遊佐敏彦)等

講習生百十二名にして、其職業別は、

官營事業	二七	官公署	三一
工業會社	一一	商業會社	二
工業所員	三	商店員	五
宗教家	五	教育家	四
工業家	二	商業家	二
農業者	一	新聞雜誌記者	四

軍人	一	學生	一
其他	一一	合計	一二二

其の學歷別は			
學士	三	專門學校卒業程度三二	
中學校卒業程度	五九	其他	一八
合計	一二二		

帝都復興木曜講演會——十一月十五日より十二月二十日迄毎週木曜の午後五時半より左の講演をなす。

第一回、開會の辭（添田）、都市計畫に就て（渡邊鐵藏）、帝都復興と社會政策的施設（鹽澤昌貞）

第二回、社會秩序（綿貫哲雄）、飛行機と帝都復興（長岡外史）

第三回、我國將來の勞働運動（永井亨）開府より復興まで（笹川臨風）

第四回、帝都復興と人格の建設（山室軍平）災後の教育（澤柳政太郎）

第五回、刻下の失業問題（河津暹）、經濟復興策（岡實）、第六回、地震の話（中村左衛門太郎）、對震對火の建築（佐野利器）

閉會の辭（田澤）

勞働學院——大阪市外、長柄鶴滿寺内に於ける勞働學院は第二回を四月より七月まで、第三回を九月より十二月迄行ひ第二回には四十六名、第三回には二十四名の修了者ありたり。

學科目は	
經濟學及勞働問題	一週四時間
公民學	合計六十時間
	十二時間

勞働法規	八時間
特別講義（思想問題、哲學、文化史）	十時間
（時事問題、教育、産業等）	
以上毎週六時間（五十分時）	

工業物理	一週一時間	合計十五時間
工業數學	每週三時間	
英語	每週二時間	四十五時間
		三十時間

以上毎週六時間（四十分時）

第二回短期講習會——三月二十六日より三十日迄、勞働保險（瀧谷）經濟會議及工場委員會制度（丸谷）、勞働と刑事政策（宮本）、産業立憲及失業問題（永井）、勞働者教育の實際（山田）の講習あり

第三回短期講習會——十一月五日より十八日迄、府廳内議事堂にて、社會政策總論（永井）、資本主義經濟生活の理論（阪西）、資本主義經濟學の一考察（増田）、社會主義學說（丸谷）、社會統計總論（財部）、現代私法制度の基調と社會立法（菅原）、各國勞働保險制（里川）、内外勞働運動の一般趨勢（武藤）、社會心理（藤澤）、の講習あり

第二 社會政策學院

北海道社會政策講習會——北海道文化普及會と共同主催にて、八月十日より十日間、札幌高等女學校にて、講習科目及び講師如左、

協調の精神及協調會の事業（添田敬一郎）社會政策概論（氣賀勘重）勞働問題一斑（松岡均平）、思想問題一斑（荻原擴）、社會事業大意（生江孝之）、産業能率（上野陽一）、農村問題（中島九郎）、

北海道移民政策（上原轍三郎）

研究科開設——社會政策學院修了者にして更らに一層の研究を爲さむ

とする者の爲に労働問題、社会事業の二科を十一月一日より開設す。

労働問題専攻者十三人、社会事業専攻者九人、その中兼修の者十人あり。指導講師は労働問題は鹽澤昌貞氏、社会事業は綿貫哲雄氏にして毎週夜間二回にて十二年三月末日を以て第一期を終るものとす。

第三 北海道協和會の成立

北海道社会政策講習會修了者及一般有志は社会問題の研究と同時に社会事業に一指を染めむ爲め同會を組織した。

幹事長は道廳社会課長山本氏、幹事は同主事中山氏である。